

## むつ市議会第268回定例会会議録 第2号

### 議事日程 第2号

令和8年6月11日（木曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 【一般質問】

#### 第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）9番 富岡直哉 議員
- （2）3番 高橋征志 議員
- （3）2番 工藤祥子 議員
- （4）11番 野中貴健 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

|       |       |     |       |       |       |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 1 番   | 佐 藤   | 武   | 2 番   | 工 藤   | 祥 子   |
| 3 番   | 高 橋   | 征 志 | 4 番   | 濱 田   | 栄 子   |
| 5 番   | 杉 浦   | 弘 樹 | 6 番   | 櫻 田   | 秀 夫   |
| 7 番   | 住 吉   | 年 広 | 8 番   | 白 井   | 二 郎   |
| 9 番   | 富 岡   | 直 哉 | 1 0 番 | 村 中   | 浩 明   |
| 1 1 番 | 野 中   | 貴 健 | 1 2 番 | 佐 藤   | 広 政   |
| 1 3 番 | 東     | 健 而 | 1 4 番 | 中 村   | 正 志   |
| 1 5 番 | 井 田   | 茂 樹 | 1 6 番 | 浅 利   | 竹 二 郎 |
| 1 7 番 | 岡 崎   | 健 吾 | 1 8 番 | 佐 々 木 | 隆 徳   |
| 1 9 番 | 佐 賀   | 英 生 | 2 0 番 | 大 瀧   | 次 男   |
| 2 1 番 | 佐 々 木 | 肇   | 2 2 番 | 富 岡   | 幸 夫   |

## 説明のため出席した者

– 20 –

建設監  
技術管理局  
選挙員局長  
農委事務局  
農委農水理  
上局市生理  
大畑庁舎  
総次総務課  
総総主務主  
総総主務

畑 中 渉  
澁 田 剛  
野 坂 武 史  
小 田 晃 廣  
松 本 邦 博  
葛 西 信 弘  
佐々木 大  
白 取 誉 史

会管理計者  
監査委員  
部長  
教育部長  
川内庁舎  
脇野所  
総務室  
総務主  
務主

中 村 智 郎  
青 山 論  
杉 澤 一 徳  
池 田 雅 文  
山 崎 拓 也  
井戸向 秀 明  
菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主任主査

上 林 妙 子  
堂 崎 亜 希 子  
瀬 角 朋 也

次 長  
主 幹  
主任主査

長 尾 寿 和  
渡 部 和 美  
高 島 慎 吾

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、富岡直哉議員、高橋征志議員、工藤祥子議員、野中貴健議員の一般質問を行います。

## ◎富岡直哉議員

○議長（富岡幸夫） まず、富岡直哉議員の登壇を求めます。9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） おはようございます。会派陸奥未来の富岡直哉でございます。むつ市議会第268回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、質問の1項目め、中東情勢による当市への影響と今後の見通しについてであります。

現在中東情勢の急激な悪化に伴い、特に石油化学製品の基礎原料であるナフサの供給不足が世界的に影響を及ぼしております。この影響は、当市にも波及しており、市民生活や地域経済に不安をもたらしているところであります。

当市においては、5月18日、山本市長より、市指定ごみ袋の安定供給に懸念が生じたことから、市販の透明または半透明のごみ袋による代用を認める臨時措置が発表されました。市民生活への影響を最小限に抑えるため、迅速な予防的対応であったものと受け止めております。

しかしながら、ナフサ不足の影響はごみ袋だけにとどまらず、市内事業者からは塗料や各種オイルなどの石油関連製品について、調達困難や価格高騰が生じているとの声も聞かれており、地域経済を支える幅広い業種に影響が及ぶことが懸念されるところであります。

また、当市は冬期間の暖房需要が大きい地域特性を有していることから、エネルギー価格の高騰は市民生活に直結する極めて重要な課題であると認識しております。中東情勢の先行きは、依然として不透明であり、今後事態が長期化、深刻化した場合には、さらなる影響拡大が懸念されるところであります。

そのような中、市として現状をどのように認識し、市民生活や地域経済を守るためにどのような対策を講じていくのが重要であると考えます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、市民生活への影響について。

2点目は、市内業者への影響把握と支援策について。

3点目は、災害対応への影響についてお伺いいたします。

次に、質問の2項目め、むつ市内の高校の在り

方についてお伺いいたします。むつ市内の高校につきましては、全て県立高校であり、その設置者である青森県教育委員会が主体となって再編や教育環境の整備を進めていくべきものであると承知しております。しかしながら、高校は単なる教育機関にとどまらず、地域の人材育成、若者の定着、さらには地域経済や地域コミュニティの維持にも大きく関わる存在であります。とりわけ人口減少や少子化が急速する中において、高校の在り方そのものが地域の将来像にも直結する重要な課題であると考えております。

そのような観点から、立地自治体としても地域の高校が大きな転換点を迎えている今、その方向性についてしっかりと議論し、必要な意見を発信していくことが重要であると考え、質問をいたします。

まず、1点目の下北地区統合校の開設に向けた進捗についてであります。令和9年4月の開校に向け、校舎整備をはじめ、教育課程や学校運営体制など、様々な準備が進められていることと思います。

これまでの校舎整備の方向性をめぐっては、新築案と既存校舎活用案との議論もあり、当地域においては大きな関心を集めてまいりました。また、統合によって新たな学びの環境がどのように構築されていくのか、地域としても期待と不安の両面があったものと認識しております。加えて、統合校が地域の子どもたちにとって選ばれる学校となり得るのか。また、地域産業や地元企業との連携をどのように深め、下北地域の将来を担う人材育成につなげていくのかという点についても大きな関心が寄せられております。

そこで、現在までの下北地区統合校の開設に向けた進捗についてお伺いいたします。

次に、2点目の令和10年度以降の下北地区高等学校の配置案についてお伺いいたします。報道に

よりますと、令和10年度から令和14年度までを対象とする前期実施計画の策定に向けた学校の在り方地区検討委員会において、下北地区の高校について、次の3案が示されました。

1つ目が田名部高校を1学級減とする案。

2つ目が田名部高校と下北地区統合校を統合した上で1学級減とする案。

3つ目が少人数学級制を導入し、学級数を維持する案であります。

これまでの経緯を振り返りますと、下北地区における高校の再編においては、議論の進め方や地域との意思疎通の在り方について、多くの市民や関係者が疑問や不安を抱いた経緯もありました。だからこそ今回は、単に生徒数の推計のみで議論を進めるのではなく、地域に高校が存在する意義や子どもたちの進学機会の確保、さらには地域から若者が流出することへの影響など、多面的な視点から慎重に検討していく必要があると考えております。

そこで、この3つの案が示されたことに対する市の見解についてお伺いいたします。

次に、質問の3項目め、学校跡地の活用についてお伺いいたします。先般5月18日から実施されました民生福祉常任委員会の行政視察において、佐賀市富士地域振興センターを視察してまいりました。この施設は、旧富士小学校の校舎を活用した地域交流、宿泊複合施設であり、地域資源を活用した交流人口の拡大や地域活性化を目的として運営されております。

施設内には、宿泊施設をはじめ、コミュニティスペースやシェアオフィス、体育館などが整備されており、スポーツ合宿や企業の研修、地域のイベントなど、幅広い用途に活用されております。また、温泉地区に位置していることから、自然環境や温泉資源と連携した滞在型の交流拠点としての役割も担っております。さらに、廃校となった

学校施設を有効活用することで、地域のにぎわい創出や関係人口の増加、地場産業の振興にもつなげており、地域振興を図る先進的な取組の事例として大変参考になるものでありました。

当市におきましても、少子化の進行に伴い学校の統廃合が進み、廃校となる施設が増えております。

学校は、単なる教育施設ではなく、地域コミュニティの核として長年にわたり地域住民との交流拠点として重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、廃校後の利活用が十分に進まず未利用のままとなっている施設も見受けられ、地域活力の低下につながることも懸念されます。また、近年は自然災害の激甚化、頻発化により防災拠点の確保がますます重要となっております。これまで避難所として活用されてきた学校施設について、廃校後においても、その機能をどのように維持し、地域防災に生かしていくのかという視点も重要であると考えます。

こうした観点を踏まえ、当市として学校跡地をどのように位置づけ、今後のまちづくりに生かしていくのか、その方向性を明確にしていく必要があるものと考えます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、廃校の現状について。

2点目は、災害時における学校跡地の役割について。

3点目は、利活用に向けた市の取組についてお伺いし、以上壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 富岡直哉議員のご質問にお答えいたします。

まず、中東情勢による当市への影響と今後の見通しについてのご質問の1点目、市民生活への影響についてお答えいたします。

中東地域における緊張の高まりは、原油価格や物流コストの上昇を通じて、国内経済や市民生活に幅広い影響を及ぼしております。原油価格の動向は、エネルギー価格のみならず、輸送費や製造コストの上昇を通じて、食料品や日用品など幅広い分野へ波及しており、総務省が5月22日に公表した4月の消費者物価指数では、政府によるガソリン補助等によりエネルギー価格は前年同月比で3.9%低下した一方で、生鮮食品を除く食料品は4.1%上昇しており、物価高騰の影響は依然として市民生活に及んでいるものと認識しております。

また、今後の中東情勢次第では、原油価格や為替、国際物流への影響が長期化する可能性もあり、家計負担の増加や地域経済への影響について、引き続き注視していく必要があるものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、市内事業者への影響把握と支援策についてであります。本年5月18日、下北塗装組合から、中東情勢による各種塗装資材の供給遅延や部材の供給停止、仕入価格の上昇による経営逼迫についての要望書の提出を受けており、市内事業者への影響が現実のものとなっていると認識しております。このため市では、商工団体等との意見交換を行っており、市内事業者の影響把握に努めているところであります。

また、国や県においては、燃料油や石油製品等の調達に関する相談窓口を設置し、流通の目詰まりや買占め等に関する情報収集を行っておりますことから、市といたしましても、市のホームページにそれらの情報を集約し、事業者の皆様への周知に努めております。

事業者の皆様には、現場で生じている課題や切実な声について、国へ積極的に情報提供を行っていただきたいと考えております。

今後につきましても、国や県の動向を注視しな

がら、市としての対応を検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の３点目、災害対応への影響につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、むつ市内の高校の在り方についてのご質問の１点目、下北地区統合校の開設に向けた進捗につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の２点目、令和10年度以降の下北地区高等学校の配置案についてお答えいたします。県教育委員会の資料によりますと、下北地区における中学校卒業者数は、令和９年度では479名、令和14年度には392名、令和19年度には285名と10年間で194名、40.5％が減少すると見込まれており、生徒数の減少は避けられない状況にあります。私といたしましては、こどもたちの学びの環境や教育内容を確保できるのかが重要であると考えております。

学校の在り方地区検討委員会の中で、大切なのは学級数ではなく、こどもたちが何を学べるのか。数ではなく、教育内容を充実していただきたいということを申し上げております。

次に、学校跡地の活用についてのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 富岡直哉議員の学校跡地の活用についてのご質問の１点目、廃校の現状についてお答えいたします。

現在廃校となっている学校は17校となっており、そのうちむつ市有財産活用基本方針にのっとって検討した結果、民間提案制度への利活用を目指している廃校は６校となっております。

既に利活用した事例といたしましては、民間提

案制度により、旧角違小中学校を売却し、民間事業者が農業用地として活用しております。ほかに、学校体育施設開放事業において、民間スポーツ団体が旧中野沢小学校体育館を有効活用いたしております。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 中東情勢による当市への影響と今後の見通しについてのご質問の３点目、災害対応への影響についてお答えいたします。

災害備蓄品の調達状況についてであります。現時点において計画的な備蓄物資の調達に大きな支障はございませんが、今後の調達において何らかの影響が及ぶ可能性は否定できないものと考えており、市場の動向について引き続き注視し、必要な備蓄量を安定的に確保できるよう、柔軟な対応に努めてまいります。

次に、災害時応援協定に基づく支援体制への影響と協定の実効性についてであります。災害時応援協定につきましては、原則として災害時の要請時点において可能な範囲での支援となっております。そのため、広域的な物流停滞が発生した場合、供給能力の低下が懸念されますが、あくまで供給の制限という現実的なリスクへの対応の問題であり、協定の実効性が失われるというものではないものと認識をしております。

市といたしましては、民間事業者等との適切な連携により、供給能力の変動を考慮した現実的な支援体制の維持確保に取り組んでまいります。

次に、学校跡地の活用についてのご質問の２点目、災害時における学校跡地の役割についてお答えいたします。現在廃校となりました施設の一部を継続し、指定避難所として位置づけているほか、敷地内を車両避難場所として活用しております。これらにつきましては、災害の種別や発生した規模、被害状況等に応じて、近隣の指定避難所の開設状況なども踏まえながら、適切に活用を図って

まいりたいと考えております。

今後におきましても、市民の皆様の安全安心を第一に考え、学校跡地の防災機能について十分に精査してまいります。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） むつ市内の高校の在り方についてのご質問の1点目、下北地区統合校の開設に向けた進捗についてお答えいたします。

下北地区統合校につきましては、先日青森県教育委員会から、校名がむつ大湊高等学校と公表されました。教育の方針や内容につきましては、令和8年度にむつ工業高等学校内に設置されました開設準備室において検討が進められ、6月末までには中学校に出向いて状況を説明する予定であると伺っております。

また、新校舎の整備につきましては、令和7年11月27日付で青森県教育委員会のホームページに校舎整備事業に係る設計・施工プロポーザルの審査結果が掲載されており、令和8年度は新校舎の設計業務、令和9年度及び令和10年度の2か年の計画で工事が進められると伺っております。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 学校跡地の活用についてのご質問の3点目、利活用に向けた市の取組についてご説明いたします。

学校跡地を含む未利用の土地及び建物につきましては、むつ市有財産利活用基本方針に基づき、市の行政需要に応じた再利用、地域の公共的な活用及び市民サービスの向上につながる利活用の可能性について検討を行っております。

一方で、市におきまして利活用の見込みがないと判断されるものにつきましては、一般競争入札による売却やむつ市有財産利活用民間提案制度を活用した売却及び貸付けなどの手法を用いて財政の健全化や地域の活性化につなげることであります。

ります。

今後におきましても、学校跡地を含む未利用の土地及び建物の利活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） それでは、順次再質問をいたします。

まず、1項目の中東情勢による当市への影響と今後の見通しの1点目、市民生活への影響についてであります。先般の行政報告においても、市指定のごみ袋の供給不足に伴う臨時措置について報告がなされたところでありますが、やはりごみ袋は市民生活に欠かすことのできないものでありまして、先行きが見えない状況だからこそ、その代替手段の確保と安定供給に向けた備えが重要であるというふうに認識しております。

そのような中、以前から導入に向けて検討を進めてこられましたホタテの貝殻を配合したごみ袋は、現在物価高騰対策の一環として全戸へ配布される予定というふうに伺っております。このごみ袋は、今後の調達の安定化にも資する有効な選択肢の一つとなり得るのではないかなというふうに思っております。

そこで、現時点におきまして、ホタテの貝殻配合のごみ袋の調達見通しは立ったのか、そしてまた全戸に配布後の活用方法についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 物価高騰対策事業として配布予定のホタテ貝殻を原料に混ぜたごみ袋の調達の見込みにつきましては、業者からは調達可能であると伺っておりまして、6月中の発注を予定しております。

今後の活用につきましては、ごみ袋配布事業において、市指定ごみ袋として利用可能かどうか検証してまいりたいと存じます。



○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） 全国に先駆けた先進的な取組として、大きな可能性を秘めたものであると思いますので、今後に期待いたしまして、次に2点目の市内業者への影響把握と支援策についてお伺いいたします。

これは、市民生活への影響にも直結する部分ですが、特に当地域の特性から、冬期間に向けての燃料供給の動向は極めて重要な課題であるというふうに認識しております。

既に県内の他自治体では、燃料の安定供給に見通しが立たないため、公共施設を休館として対応されているところもございますが、当市はこれからの燃料供給の見通しについてはどのように分析されているのかお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（福山洋司） お答えいたします。

5月25日に政府が行った中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等についての会見において、原油につきましては、ホルムズ海峡を経由しない代替調達分と備蓄放出分を活用することで、年度を越えて来年春まで石油の安定供給を確保できると発表がありました。しかしながら、中東情勢は依然として不透明でありますことから、市といたしましても今後の状況を注視してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） やはりこのように先行きが不透明な状況を踏まえますと、市の公共発注においても様々な備え、そして工夫が必要になってくるというふうに考えますが、市の公共発注において、工期、そして納期の取扱いについて、市はどのような方針で対応していくのか、その見解についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、現状といたしまして、これまで一部の事業者様からは、工期や納期の設定に対する不安の声が寄せられているところでございます。また、資材価格の高騰により、増額変更契約へ向けた要望が数件寄せられており、影響が出始めております。

市といたしましては、中東情勢により影響が生じた際には、国・県の通知を参考として、スライド条項に基づく適切な価格変更について協議するとともに、工期、納期の延長につきましても、事業者の皆様へ寄り添った柔軟な対応をしてみたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） やはり今後重要となるのは、行政と事業者との緊密な連携であるというふうに思っております。

燃料や資材の確保が困難になりますと、事業運営、そして地域経済へのさらなる影響も懸念されるところであります。

そこで、市として経済団体等と連携しながら、代替調達に関する情報提供、そして事業者間でのマッチングなど、市内業者の調達の継続に向けた支援についてはどのように進めていく考えなのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先週6月3日には、私自身が建設業協会、副市長が商工会議所にヒアリングに伺っておりまして、現在の中東情勢の状況を確認させていただいております。確認というか、意見交換をさせていただいております。

国におきましては、各省庁におきまして、事業者の業種に沿った形で相談窓口を開設しておりまして、市、むつ商工会議所におきましても、ホームページで事業者の皆様に対して情報提供を行っております。

今後におきましても、中東情勢の動向を注視し

つつ、各商工団体等との連携を図りながら適切に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、3 点目の災害対応への影響についてありますが、災害協定において、協定先の供給能力の低下が懸念されるということでありましたが、現在市として協定を締結している事業者に対して、現在の供給体制や今後の見通しについて確認作業等を行っているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 災害備蓄品の在庫の確認をしているかとのご質問でございますけれども、一部の協定におきましては、協定の内容に基づきまして、備蓄の数量等の確認を行っているものがありますけれども、その他多くの協定におきましては、年度ごとに担当者やその連絡先等の確認等を行っているというのが現状でございます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） この中東情勢の影響については、一種の災害と言うべき事態であるというふうと考えております。当市は、災害時において、これまでもスピード感を持った対応をしてきたという実績がありますので、今後におきましても、市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるために、引き続き迅速な対応をお願いいたしまして、次の項目に移ります。

次に、2 項目めのむつ市内の高校の在り方についての 1 点目、下北地区統合校の開設に向けた進捗についてであります。なかなか進捗具合が伝わってこないというのが私の率直な思いであります。また、中学校 3 年生の保護者の方からも、統合校については、まだ何も説明を受けていない

といった不安の声も聞かれている状況であります。

そこで、実際に各中学校への統合校の説明について、現状どのようになっているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

現状、中学校における高校説明会に関しましては、中学校側から当該高等学校に対して説明の要請をして、そして各中学校において説明会がなされる、そのような形を取っております。

統合につきましても、この流れと同様に、むつ工業高等学校内に設置されております下北地区統合校開設準備室に各中学校が説明を要請し、その要請を受けて、6 月初旬から順次説明会が各中学校において開催される予定と伺っております。

したがって、今後説明会が必要とされる学校につきましては、全ての中学校で開催されるものと理解をしております。

また、7 月 24 日には体験入学も予定されておりますことから、中学校 3 年生の生徒、そして保護者にとって、進路選択に必要な情報が得られるよう準備が進められているものと認識いたしております。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） ありがとうございます。教育長からは、これまでの流れということでご説明いただきましたけれども、やはり新しい学校が開校されるという観点からは、学校からの求めに対して応じるのではなくて、県教育委員会からもっと積極的に、そしてもっと早い時期に各学校に対して説明をするべきではなかったのかなというふうに思っておりますが、その点については教育長はどのように認識されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 議員ご指摘のとおり、全く同感です。私どもも、これまでも中学校1年生から進路指導が始まるのであるから、設置の2年前、第1期生が1年生であるときから、しっかり統合校の概要に関しては定めて説明をすべきである、そのように都度都度、会合のたびに申入れをいたしておりました。しかしながら、残念なことに結果としては6月からそうした説明が始まるということになりまして、私どもいろいろな会議でも、分かっていることは早く教えてほしいというふうにお話はしましたけれども、残念ながらこういったタイムスケジュールになっております。

しかしながら、先ほどご質問にお答えいたしましたように、各中学校において説明会が実施されます。質問があれば、そこで学校から、保護者から、こどもたちから質問がされる環境は十二分に整っております。そうした各校における説明会においてしっかりと内容を担当の説明者から聞いて、そして選択にとって十分な資料を持ってこどもたちが進路志望を定めることができるように強く願うところです。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

次に、昨年7月に校舎の整備方針が決定したわけではありますが、その当時から中東情勢等の影響で大きく社会情勢も変わってきておりますし、先ほどの項目でお伺いしたように、市内の事業者も大きな影響を受けている状況であります。

その当時の計画のまま進むと、校舎整備が遅れるのではないかというふうに考えるのは当然な考えではないかなというふうに思います。現段階において、中東情勢等の影響で校舎整備の遅れ等は生じていないのかお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

中東情勢の影響につきましては、現在契約中で

ある設計業務の進捗の中で検証されるものと認識しております。しかるべきタイミングで、何らかの報告があるものと認識しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 分かりました。

これまで数年間を振り返ってみましても、様々なタイミングで、様々なことを県教委に対して求めてきたというふうに思い返しております。市や市議会の求めに対して対応していただいたことは事実であります。やはり今後におきましても、あくまでも設置者である青森県教育委員会が主体性を持って実行していただきたいというふうに考えておりますが、この現時点において市が求めることについてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 議員、教育長からもご指摘がありましたけれども、今中学校3年生、自らの進路を選択して決定する非常に重要な時期を迎えていると考えております。進路選択に当たっては、選択肢の一つである高等学校の情報がなかなか届かなかったことによりまして、こどもたちをはじめ保護者、学校関係者は強い不安を抱えていたものと推察いたします。

市では、これまでも県教育委員会に対しまして、地域への丁寧な説明と迅速な情報公開を求めてまいりましたけれども、確実な情報でなくても、出せないということであれば、いつ出せるのか、そういったスケジュールを示していただけるだけでも地域の不安は和らぐと考えております。校舎整備の状況も含めまして、適宜報告するよう市としても求めてまいりたいと考えております。

また、県教育委員会の責務として、情報提供を徹底していただきたいと考えております。

市といたしましては、情報さえいただければ、様々な媒体で市民の皆様にお伝えし、周知を図っ

てまいりたいと考えております。そのことが私たちの責務であると考えております。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） ぜひ来年の4月に向けて、地域を挙げてしっかりと皆さんで進んでいきたいなというふうに考えております。

次に、2点目の令和10年度以降の下北地区高等学校の配置案についてであります。今後10年間で194名減少ということで、次の配置案についても将来を見据えてしっかりと議論を尽くしていかなければならないというふうに思っております。

このような現状であります。高校の在り方については、当市のまちづくりにも非常に影響してくる部分であるというふうに認識しておりますが、市長としてこの下北地域の実情を踏まえた高校の配置案について、何が最善と思えるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私自身は、これまでも田名部高校、大湊高校、むつ工業高校含めて、かなり学力の差が広がっているのではないかなと。上から下まで、入る学校によってしまっていることから、このことは下北地区に、より高度な学びを習得できるような特進コース、これはやっぱり進学校といいながらも、上から下までかなり差がある生徒が入っていることから、本当に学びたいということもたちのために特進コースも設置、また生徒たちが望むとともに、地域が必要となる学科の開設、これは議会でもご提言いただいたこともあったと思います。そういったことは、県教育委員会に伝えてきたと思いますし、オンライン授業に対応できる環境をはじめとした多様な教育環境やカリキュラムの整備などが必要だと訴えてまいりました。

加えて、県内初の工業科と総合学科の併設校には専門教育と総合学科の学びが共存し、相乗効果

を生むための環境整備が必要であると申し上げてまいりました。

この下北地区におきまして、こどもたちが学びたいことを学べる環境と自分の学力に合った適切な学びが受けられる環境が整っており、将来にわたってこれが保障されることが高等教育のあるべき姿であると認識しております。

教育を受ける権利は、どこに住んでいようとひとしく保障されるべきであり、市といたしましてもこどもたちの学びの環境を確保できるよう、引き続き適切に対応してまいります。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） ありがとうございます。今後に向けて、時間をかけて、次の再編についてしっかり議論していく必要があるということは十分理解しておりますが、しかしながら現時点では統合校の開校を控えている状況であります。まずは、新たな学校が円滑にスタートできるように、しっかりと注力していただきたいというのが私の今の思いであります。

この項目の最後になりますが、これまでの高校再編では、地域との意思疎通が取れていなかったということは事実であります。今回の配置案について、市として地域の意見が十分に反映されるように、今後どのように県教育委員会に対し声を届けていくのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） これまでの高校再編で地域との意思疎通不足、今指摘がありましたけれども、今回も学校の在り方地区検討委員会、私自身も参加させていただき、教育長、地域の皆さんと参加していますけれども、なかなか地域の思いが反映されない会だなと認識しております。

県立高等学校は、県教育委員会が設置するものでありますので、地域における高等学校の在り方は、将来のむつ市の発展や人材育成にも直結する

重要な課題だと認識しておりますし、県教育委員会には私どもの地域の声に耳を傾けて、地域との合意形成を図りながら進めていただくことが地域の将来を担うこどもたちにとっての最良の教育環境の実現につながるものと認識しております。

これまでも説明会の開催の要請、要望活動などを通じて、真摯に地域の声を届けてまいりましたが、届けるということにとどまらず、その声を着実に反映させていただく仕組みづくりが必要だと思っておりますし、今回から、先ほどの繰り返しになりますけれども、私ないし教育長が入る学校の在り方地区検討委員会、そこが新たに声が届けられて実現していく場所だと認識しておりますけれども、現状としてはそうではないということをご指摘させていただいて、繰り返しになりますけれども、要望活動、真摯に地域の声を届ける、それが声がちゃんと反映される、そういった仕組みづくりをしていきたいと思っております。

県も市もこどもたちがしっかり学べる、どこに生まれても同じように教育が受けられる、こういった思いは一緒だと思いますので、これからも連携を密にしながら、県に積極的に協力する立場は変わりませんので、そのことを粘り強く働きかけて活動を継続してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） これまでも、市は幾らでも協力しますよというような姿勢で、この高校再編に臨んできた経緯があると思います。そこを踏まえて、県教育委員会もしっかりとした仕組みづくりを整えていただきたいなというふうに思っております。

次に、3 項目めの学校跡地の活用についての 1 点目、廃校の現状についてであります。廃校施設について、当市においては売却、地域利用、解体など、どのような基準で方向性を判断しているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

廃校の活用方針の判断に当たりましては、まず廃校がありますその地域の方々の意向を最優先としております。そして、そうした地域での利用がない場合には、施設の管理状況を鑑みて、民間提案制度等を活用して、解体その他の判断をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） それでは、今の質問も踏まえて、2 点目の災害時における学校跡地の役割についてお伺いをいたします。

災害時においては、これまで学校施設が避難所として重要な役割を果たしてきた経緯を踏まえた場合、廃校となった後も、いざというときに活用できる状態を維持していくことが重要であるというふうに考えております。

一方で、施設は利用されない期間が長くなればなるほど老朽化が進むことから、防災上の観点からも、地域利用や新たな活用を進めていくことが望ましいのではないかとこのように思っております。

そこで、現在廃校となった学校について、避難所としてはどのような位置づけをしているのか、またその管理体制についてお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 現在廃校等の施設で指定避難所に位置づけているのは、旧中野沢小学校、旧大湊高校川内校舎、旧正津川小学校、旧二枚橋小学校、旧脇野沢小学校の 5 か所、指定緊急避難場所に位置づけているのは、旧鳥沢小学校、旧関根橋小学校など 20 か所となっております。

また、旧田名部高校大畑校舎につきましては、避難者の車両を一時的に収容する臨時退避場所として活用しております。

なお、これらの施設の管理体制につきましては、

公共施設としての一般的な廃校管理を基本として  
おります。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） 分かりました。

次に、3 点目の利活用に向けた市の取組について  
ですが、今回視察した佐賀市の施設は、  
豊かな自然環境を生かし運営されておりまして、  
指定管理料を必要とせず、指定管理料ゼロ円とい  
うことで、利用料収入を中心に運営されている点  
が非常に大きな特徴であるというふうなところで  
あります。

廃校施設を長期間維持していくためには、やは  
り維持管理費の負担も課題となってくることか  
ら、単なる保有ではなく、一歩踏み込んだ形の利  
活用を検討していく必要があるというふうを考え  
るものであります。

そこで、むつ市の自然環境や観光資源、地域特  
性などを踏まえ、今後廃校の活用の可能性につ  
いて、市としてどのようにお考えであるのか、見  
解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 学校跡地の広大な敷地、  
それから建物には様々な活用の可能性があるもの  
と認識しており、その可能性を生かすには民間事  
業者のアイデアやノウハウ、資金を活用すること  
が効果的であると考えております。

そのため、市有財産利活用民間提案制度により、  
学校跡地を有効活用できるよう取り組んでまい  
りますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） 最後になりますが、合宿所の  
必要性について、市の認識についてお伺いしたい  
と思います。

私は、昨年 6 月定例会におきまして、スポーツ  
合宿の誘致について質問した経緯がありますが、  
合宿誘致を進める上で重要になるのが、やはり受

入れのための宿泊機能であるというふうにご考  
えております。しかしながら、当市におきましては、  
これまで宿泊体験施設として活用されてきた自然  
の家が今年の 3 月末で廃止されるなど、宿泊施設  
の不足も課題となっている状況であります。

こうした状況を踏まえまして、スポーツ合宿や  
各種研修などの誘致を進めていくためにも、合宿  
所機能を有する施設の必要性について、市長はど  
ようにお考えであるのか、最後にお伺いをいた  
します。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 近年全国的な猛暑によりまし  
て、屋外の活動が制限される中で、比較的涼涼な  
むつ市におきましては、スポーツの夏合宿の可能  
性が十分あると考えております。また、スポーツ  
合宿は他地域から多数の人を受け入れる可能性が  
ありまして、地域経済の活性化や交流人口の増加  
につながるなど、様々な効果が期待されますこと  
から、その必要性については認識しているところ  
です。

施設の継続的な運営を考慮しますと、スポーツ  
合宿にとどまらず、地域交流の場として、また原  
子力関連産業や地元企業の宿泊研修を可能とする  
など、年間を通じて利用される施設となるよう地  
域の事業者等とも連携しながら、多面的に検討す  
る必要があるものと考えております。

そのため、合宿施設の検討に当たりましては、  
民間事業者の提案や投資を取り込めるよう進め  
てまいりたいと考えておりますので、ご理解賜り  
たいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9 番。

○9 番（富岡直哉） ありがとうございます。

どこで国スポの話題をつくろうかなと思ってお  
りましたけれども、今年は青の煌めきあおもり国  
スポ・障スポが開催されますので、その大会運営  
を通じて得られる様々な知見もあると思いますの

で、ぜひそうした点も踏まえながら、十分に検証を行いまして、今後のスポーツ振興や合宿の誘致の取組につなげていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、富岡直哉議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。3番高橋征志議員。

（3番 高橋征志議員登壇）

○3番（高橋征志） 3番高橋です。4項目について一般質問します。

まず、1点目、使用済み核燃料中間貯蔵施設の共用化についてです。令和6年9月、むつ市議会第261回定例会での安全協定についての議論において、市の認識として安全協定は行政契約であること、事業者は契約上の債務を履行する義務を有すること、その法的拘束力は民事的な方法によって担保されることが示されました。また、前回のむつ市議会第267回定例会においては、立地協定について、民事的な方法のほか、関係者の合意に至った場合は協定変更も可能という2パターンが想定されるという見解が示されました。

共用化以外の選択肢が示されたことは、意義のあることだと思いますが、しかし改めて思うことは、立地協定が守られないからといって協定そのものを変更しようという発想の危うさです。

自分たちの生活に置き換えて考えたとき、契約内容が守られなかった場合、当然ながら相手方に責任を取ってもらうはずですが、契約が守られなかったから、では契約内容を変えようという発想にはなりません。

安全協定が守られなかったとき、事業者が責任を取らずに協定内容を甘めに変更する、違反が違反にならないように協定を変えるなどということはありません。したがって、安全協定に関する市の見解に基づけば、立地協定についても変更せず、民事的方法、すなわち契約の不履行に対する補償によって解決が図られるべきです。そのことにより、共用化をせずとも市の財政の安定化は図られます。むつ市民、そして青森県民の皆さんの中に不要なあつれきやさらなる不安を生む必要はありません。

立地協定及びリサイクル燃料備蓄センターの概要の内容が履行されない場合、協定変更ではなく民事的方法による解決がなされるべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、2点目、中東情勢について、特に行政運営への影響についてです。物価の高騰により、市役所の通常業務ですら既決予算で間に合わなくなるおそれがあります。補正予算を組むとしても、財政の逼迫は避けられず、そのことも最終的には市民生活に影響を及ぼします。市民サービスを維持しながら、同時に財政への影響を最小限に食い止めるという難しい判断を迫られます。

中東情勢の先行きが見通せない中、さらなる財政の悪化も懸念されますが、市の財政への影響の見通しと今後の対応についてお伺いします。

3点目は、教育行政について、来年度から始まる新たな教育大綱についてです。重要なことは、教育大綱を定めることそのものではなく、そこに掲げた理念を具体的にどう実行し、こどもたちに還元するかということだと思います。そのために

は、教員数の確保や働き方改革を含めた教職員の余白づくりのほか、充実した教育環境のための予算などが土台として整っている必要があります。これは、学校現場での努力や工夫だけでは限界があると思います。

教育大綱を実効性のあるものにするために、学校現場の余白づくりについて、具体的にどのような対策を講じるのかお伺いします。

最後に、4点目、風力発電事業についてです。現在市の北部では、下北西部風力発電事業及び佐藤ヶ平風力発電事業という2つの事業の環境アセスメントが進んでいます。前者は、約731ヘクタール、東京ドーム155個分、後者は約947ヘクタール、東京ドーム200個分の事業面積を予定する大型の風力発電事業です。多くの希少種を含む貴重な生態系は、一度失われれば、少なくとも今と同じ形には戻ることはありません。その生態系の喪失が私たちの生活に与える影響は未知数です。

環境アセスメントにおける方法書の手続において、県知事に対し、市はどのような意見を提出したのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、使用済燃料中間貯蔵施設の共用化についてのご質問につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

次に、中東情勢の影響についてのご質問、市政への影響と今後の対応についてお答えいたします。今年2月以降、急激に緊迫化し、混迷を極めている中東情勢は、世界的なエネルギー価格の高騰や原材料の供給停滞を招いており、我が国の経済のみならず、むつ市の市民生活、地域経済、そして市政運営に対しても多大な影響を及ぼしかね

ない重大な局面であると認識しております。市といたしましても、この国際情勢の変動に強い危機感を持って注視しており、市民の皆様の暮らしや次代を担う子どもたちの学びの環境に大きな支障が生じないように、情勢の変化に応じた的確な対応に努めていく必要があると認識しております。

まず、市の財政への影響についてであります。令和8年度予算におきましては、近年の長引く物価高騰を踏まえるとともに、公共施設の電気料金や燃料費の積算におきましては、過去からの平均単価ではなく、積算時点における単価を使用するなど、価格高騰における財政需要を可能な限り反映し、編成しているところでございます。そのため、実際の入札による契約単価や施工状況を加味しますと、現時点における価格動向を見た場合には、予算の範囲内で対応可能であるものと捉えております。

一方で、ハード整備において資材価格の高騰から増額変更契約へ向けた要望が数件寄せられておりますが、これらにつきましては、歳出面では入札執行残での対応、歳入面では補助金や市債の確保等を的確に進めることで、一般財源への影響を最小限に抑えることが可能であると考えております。そのため、現在のところ財政への大きな影響はなく、直ちに財政運営に支障が生じる状態にはないものと考えております。

また、国においては中東情勢を踏まえ、ホルムズ海峡を経由しない原油の代替調達を進めるとともに、燃料油価格の緩和措置や電気・ガス料金の補助制度の再開等対策を打ち出しているところでもあり、当面の間はエネルギー供給や価格の急激な変動は抑制されるものと受け止めております。

市といたしましては、これら国の緩和策の動向や効果をしっかりと見極めつつ、市民の皆様の生活の確保につきましては、これまで措置されてきた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の



財源を最大限有効活用することで、財政運営と市民生活の安定を両立させていく考えてございます。

次に、風力発電事業についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の教育行政についてのご質問、次期教育大綱についてお答えいたします。

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身ともに余裕を持って教育活動に専念できる環境を整備することは、教育の質の向上に不可欠である重要な課題であると認識いたしております。

教育委員会では、平成28年12月に教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定して以降、欠席フォームの導入、定時退勤日や学校閉庁日の設定をしております。また、学校においても、行事や会議の在り方、日課表などの見直しにより、余白づくりに取り組んでいただいております。さらに近年では、校務支援システムや時間外電話切替器の導入及び部活動の地域移行などの取組により、時間外在校等時間は減少傾向にあります。

今後につきましては、本年3月に作成いたしましたむつ市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、学校現場に余白をつくるための取組として、勤務時間前後における業務負担の軽減や学校が担う事務業務の簡素化、効率化など、複数の施策について検討を進めているところであります。これらの施策は、教職員の実際の負担軽減に直結するものであり、優先度の高いものから段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、小中一貫教育非常勤講師、特別非常勤講師、スクールサポーター等、市独自、単費に

よる施策の継続、充実にも今後も努めてまいります。

教職員が余裕を持ち、子どもたちとの関わりをより大切にできる学校現場の実現に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

（齋藤友彦副市長登壇）

○副市長（齋藤友彦） 高橋議員の使用済燃料中間貯蔵施設の共用化についてのご質問、使用済燃料の搬入量減少に伴う減収の補填についてお答えいたします。

立地協定及びリサイクル燃料備蓄センターの概要に定められた内容が履行されない場合の対応につきましては、まずは協定当事者間において協定に基づく協議や是正の働きかけが行われるべきものと考えております。その上で、協定の履行が著しく損なわれ、協定関係の維持が困難となるような事態が生じた際には、協定当事者間の関係性や協定の法的性質を踏まえまして、民事上の手続による解決が検討されることも一般論としてはあり得るものと認識しております。

しかしながら、現時点におきましては、立地協定に違反する事実は確認されていないことから、協定変更を前提とした議論や民主的手段の行使を想定した対応を市として検討する状況にはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 風力発電についてのご質問、環境アセスメントにおける市の意見についてお答えいたします。

ご質問にありました2つの風力発電事業に係る環境影響評価方法書につきましては、市といたしましては、事業の実施によって自然環境や生活環境に支障が生じることのないよう、事業性よりも

環境影響の回避または低減を優先的に検討し、関係各課の意見を集約して県に提出をしております。

具体的には、(仮称)下北西部風力発電事業では、むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン等の遵守に加え、水源涵養保安林や自然環境保全地域周辺への配慮、天然記念物である二ホンザル等の生態系への影響に係る専門的調査、関係機関や地域住民との調整、下北ジオパークを含む景観や埋蔵文化財への配慮などについて関係各課の意見を取りまとめ、提出しております。

また、(仮称)佐藤ヶ平風力発電事業では、青森県自然地域と再生可能エネルギーとの共生条例及びむつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン等の遵守に加え、水源涵養保安林や自然環境保全地域周辺への配慮、天然記念物である二ホンザル等の生態系への影響に係る専門的調査、関係機関や地域住民との調整、景観や埋蔵文化財への配慮などについて、関係各課の意見を取りまとめ、提出しております。

議員ご指摘のとおり、希少な動植物や地域特有の生態系、産業への影響につきましては、一度失われると回復が困難なものであることから、十分な調査及び適切な予測評価が行われることは重要であると認識をしております。

市といたしましては、環境アセスメントに係る今後の手続におきましても、環境保全や市民生活への影響の観点から、必要な事項について適切に意見を提出してまいります。

○議長(富岡幸夫) 3番。

○3番(高橋征志) では、順番に中間貯蔵から再質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、直ちに立地協定に違反していないということで、検討する状況にはないというご答弁だったのですが、事業者からの説明は蓋然性が高い仮定です、4,500トンになると

いうのは。なので、単なる仮定ではなくて、何回も言いますが、蓋然性が高いので、想定しておかなければ、ほとんど起こり得るということで想定しておかなければいけない問題だと思えます。想定しなくてもいい程度に軽い問題だということであれば、そもそも歳入確保に奔走する必要もないわけですから、今の時点で何も起きていないから検討する必要があるという話ではないと思います。

繰り返しますが、4,500トンは蓋然性が高いですから、起こり得るというふうなことで想定すべきだと思います。

質問ですが、立地協定の前提となっているリサイクル燃料備蓄センターの概要がほごにされることが契約違反である可能性というのは、令和3年当時に市側が示した見解です。私が考えたことではなくて、市側からそういう見解が示されています。

令和3年12月27日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会ですが、今後の論点として、「概要」に記載されている様々な計画内容の変更が、契約上の義務の変更にあたり、権利の侵害にあたるのではないかと、この説明が財務部長のほうからなされています。その関連の質疑の中で、当時の市長の答弁では、「協定はまさに契約そのものであって、協定の前提になる概要というのは協定締結の双方向の意思表示だ」と。「そして、これが機能しない場合に債務不履行等の論点が生じるということは、彼らの慎重な答弁からも明らかになったと私は理解しています」という市長の答弁がありました。

また、当時の議論の流れを見る限り、リサイクル燃料備蓄センターの概要がほごになったことによって、立地協定そのものを変えるという発想はそもそも当時なされていないと思います。少し前の、その使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検

討特別委員会の数日前の令和3年12月23日に、東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社に対してヒアリングを行った際に、概要についてですけれども、市長の発言があります。その概要には様々な約束事が書いています。それに基づいて、それを基本として協定が結ばれ、立地が可能になった、概要がなければ立地協定というのはあり得ないのではないのですかと、権利や義務の関係が協定の前提にあつて、それがあつたからこそ私たちは立地を認めたという重い歴史があるのですという発言がなされています。そういうことを考えると、立地協定をほごにする、リサイクル燃料備蓄センターの概要がほごになるということは、契約違反であると。そもそも市としては、協定を変更するということは想定しないというふうに私は当時の議論を見て思うのですけれども、立地協定と、その根拠となつたリサイクル燃料備蓄センターの概要の記載内容が守られないことは、皆さんの説明にあつたとおり、契約上の義務の変更であつて、債務不履行となる可能性があるという市の認識は今も変わりありませんか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

令和3年12月27日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において、当時の宮下市長が答弁しておりますが、協定が機能しない場合には債務不履行等の論点が生じる可能性があるものと認識をしております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 債務不履行になる可能性があるということですので、そうなれば当然、それに対しての今度アクションをしていくということになると思います。

軽々に立地協定を変えんとかという話はするべきではなくて、先ほど安全協定の話も少し例に出

しましたけれども、もし今立地協定が立地を決めた当時から20年たつて変えるという話になるのであれば、安全協定だつて変えられてしまうということになります。安全協定には、50年後に搬出するという大事なことが記載されていますので、時代が変わつて20年、30年たつたときに、では安全協定も変えようかみたいなことになりかねないので、やはり立地協定を今いじるというようなことはすべきではないと思います。

そもそもですけれども、協定違反をしたら、先ほど自分たちの契約の話をしましたけれども、もしふだんの生活で契約が破られたら、当然債務不履行ということで補償を求めるのですけれども、契約破棄だつて当然起こり得る話であつて、そもそも立地協定に違反するような状態があつたら、今補償の話をしていますけれども、そもそもその契約自体を破棄して事業が中止するということも当然あり得ますので、なので、初めからいろんな仮定を、議論を飛ばして立地協定を変えんということは考えないでいただきたいと思います。

「債務不履行」という言葉を副市長のほうからご答弁いただきましたので、次の質問に移ります。5,000トンの貯蔵量が4,500トンになったときに減収、試算ありましたけれども、減り方が最も大きいのが電源立地地域対策交付金です。この交付金の減少なのですけれども、どのような積算根拠になっていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

中長期的計画がいまだ検討過程にあり、2棟目の建屋の規模や着工時期が明らかでないなどの不確定要素が多い現状におきましては、市の試算もまた変動する可能性が高いと言わざるを得ず、この状況で市の積算根拠の詳細を公表することは市民の皆様に誤解を与えかねないことから、答弁を差し控えさせていただきたいと考えておりますの

で、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 「市民の皆さんに誤解を生じる」と、どこかで聞いたことがある答弁だなと思って、まさに使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の中での事業者の皆さんからの答弁と一緒にことが返ってきたので、何と言っていいかあれですけども。

質問に移りますけれども、貯蔵能力についてなのですが、今年1月9日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の中で、減収の試算の議論がありましたけれども、4,500トンになったときに、電源立地地域対策交付金が145億円減るという答弁の中に、2棟目の建屋の所蔵能力を1,500トンとして試算したという答弁がありました。今、「市民の皆さんに誤解」とか、「不確定な要素がある」ということでご答弁いただけませんでしたけれども、1月に試算した減収分について、2棟目の建屋の貯蔵能力は1,500トンで計算したと。それは、間違いないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） そのとおりでございます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 2棟目の建屋が2,000トンの予定だったものが1,500トンになったことによって、電源立地地域対策交付金が最大145億円減るという試算になったということです。であれば、例えばですけども、国の交付金を増やしてもらうように働きかけるという方法もあるのではないかなと思うのです。減収を事業者から補填してもらえばいいという話もしましたけれども、もし万が一それがかなわないのであれば、共用化以外に、ほかにも選択肢があるはずなのです。例えば核燃料のほうの税率を上げるとか、そういった仮定の一つとして国の交付金を増やしてもらうと。今積

算根拠が2,000トンから1,500トンに減ったことによって、1,500トンで計算すると145億円減という話ですけども、そこを何か経過措置なり特例みたいなところで、2棟目が1,500トンになったとしても、2,000トンと同様の試算をする、計算をするみたいなことが可能であれば、共用化せずとも減収分は補填されると思うのですけれども、そこについてどのようにお考えになりますか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） 中長期的計画は、いまだ検討過程にございまして、それら仮定の話を前提として国に制度改正を要望することは適切ではないというふうに考えております。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） ちょっと質問の仕方を変えますけれども、貯蔵期間はいつからいつまでで計算したのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

期間といたしましては、2024年から2090年までの67年間として試算しております。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 積算根拠を詳細に示していただけないという話だったのですけれども、交付金の計算というのは、電源立地地域対策交付金の中にも3種類くらい交付金がありますけれども、それぞれの種類に対して貯蔵能力と貯蔵期間を掛けた結果が67年間で1,271億円と。5,000トンと比較したときは、145億円減るという1月のときの答弁だと思います。

結局その交付金というのが2棟目の着工というところに、2024年から2090年までの67年間で貯蔵するという話、期間はそうですけれども、2棟目、いつ着工するのかというところが、次の交付金についてすごく重要な部分だと思っています。

貯蔵期間、今貯蔵の能力が2棟目1,500トンと

ということが分かっているのです、あとは2棟目、いつ着工するのかというところがあれば交付金の計算ができるわけであって、実際1,271億円になると145億円減るという結果が出ているわけですから、変数としてほぼほぼ出切っているわけです。もう計算することができているわけで、答えまで出ているわけですから、間にあるいつ着工するかという変数は、皆さんとしては仮定ですけれども、もう既に入れているということなので、その積算の根拠を聞いているだけなので、そこに対して市民の皆さんの不安とかというのは、ちょっと違うのではないかなと思っています。

事業者のほうに着工期間とか事業期間みたいなところを説明できないというのは、むつ市だけではなくて、ほかの地域もありますから、言うのを渋るのも分かるのですけれども、私が聞いているのはあくまで市の試算であって、それは事業者の考えとは全く別だと思うのです。それは、市の見解を、これまでいろんな議論が積み上げられてきて、いろんな資料とかが出ているはずなので、その中からどれかを選んで試算したわけですから、それを公表することというのは、市としては特に何も問題ないはずだと思うのです。あえて事業者と同じように、市民の皆さんをみたいな話をする必要はないと思うのですけれども。

なので、市が試算したものを市民の方に公表するというのは、私としては別に不安をあおるとか、そういった不確定要素についてが多いから市民の皆さんが誤解するとか、そういうことは思わないのですが、改めて質問ですけれども、2棟目、いつ着工すると仮定して試算しているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高橋議員からもご指摘ありましたとおり、事業者が不確定要素が多いということとありますので、中間貯蔵事業はむつ市でやっ

ているわけではございませんので、事業者が立てた事業スキームの中で試算すると、こういう積算になるということを市で積算しますので、むつ市だけがこうなるのではないかと仮定したとしても、高橋議員ご指摘のとおり、事業者の皆さんに不確定要素があるという中で、私たちも不確定要素があるというのはイコールの話でありますので、市が中間貯蔵事業をやっているのであれば、いついつの時期を目安にということは可能かもしれませんが、先方の事業者が不確定要素があると言っている中では、私たち自身が確定を持って答えるのは難しいということとはご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） でも、そうはいつでも、何かしらの数字を仮定して計算したわけですから、そこに関して、それはあくまで市の考えですから、事業者の考えとイコールになる必要はないので、そこをあえて伏せる必要はないかと思います。

不確定要素が高いのは重々承知で、それはもうここにいる皆さん承知だと思いますけれども、だからといって、その当てはめた数字をオープンにする、オープンにしないと言う必要はないかと思います。

もう一度だけ聞きますけれども、2棟目の着工時期は、いつと試算しましたでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 繰り返しますけれども、その年数をもって、今度は、市はその想定で2棟目に着工すると言っていましたよねということ、今度は言葉尻を捉えて、そのことが事業者に対してそれを求めないのかというような議論に発展する可能性がありますので、公表を差し控えるということは、そういった意味も込めて今控えさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志）　そこは、あくまで市がどういう計算をしているかという話ですので、それを言ったことによって、では次、事業者に影響があるとかというところは、市はそこを心配する必要はないのではないかなというふうに私は思います。むしろどういう計算で、これくらい財政に影響があるのだと、これくらい減収があるのだということとをきちんと市民の皆さんに説明するほうが市の責務ではないかなというふうに思います。

納得のいく答弁が返ってこないで、一旦中東情勢の質問に移ります。今回の中東情勢ですけれども、先ほど富岡直哉議員が「災害」という言葉を使っていましたけれども、私も危機管理のフェーズにそろそろなるのではないかなというふうに危機感を持ってしまして、今後やはり先行きが見通せない以上、さらに深刻な影響があるのではないかなというふうに思っています。本質的な解決は、本来中東からの原油の輸入再開しかないのですけれども、それに関しては政府の外交次第なので、我々でどうにかできる話ではなくて、ですので、市民の生活が元どおりになるまで目の前の生活をどうやって守るかということしか今のところできないというふうに思っています。

もっと悪くなるというふうに思うのですけれども、例えばですけれども、市の事業に優先順位をつけて、今緊急にやらなければいけない事業とか工事とか、そういうものではないものを、そういう急がないような事業を一度中止して、予算を確保して、組み替えて、市民の皆さんに対する物価高騰対策の事業に組み替える。一度予算を凍結して、予算を組み替えるということも検討すべき、有事に際して、有事に備えるという意味で、そういった考えも必要なのではないかなと思うのですけれども、そのことについての見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫）　財務部長。

○財務部長（吉田由佳子）　お答えいたします。

令和8年度予算におきましては、近年の長引く物価高騰を踏まえるとともに、公共施設の電気料金や燃料費の積算におきましては、過去からの平均単価ではなく、積算時点における単価を使用するなどし、価格高騰における財政需要を可能な限り反映し、編成しているところでございます。

また、令和8年度予算は市民の皆様の日常生活を支える福祉や医療、地域経済の活性化、そしてこどもたちの教育の充実等、いずれも今の市民生活に直結し、必要不可欠な事業で構成されております。

今この段階で拙速に予算の一部を凍結、停止することは、かえって市民サービスの低下を招き、地元事業者の皆様の受注機会を奪うなど、地域経済を冷え込ませてしまうおそれがございます。つきましては、市といたしましては、今後の原油価格の推移、財政への実際の影響を慎重に見極め、真に必要性が生じた段階において補正予算の編成など、機動的かつ弾力的な財政運営によって有事に対応していくことが適切であると考えております。

○議長（富岡幸夫）　3番。

○3番（高橋征志）　80年前の大本営発表の失敗もありますので、「目詰まり」という表現の是非は、ここでは問いませんが、ただ現実として倒産する企業も全国で出始めているというのは事実ですので、例えばこれから先、長引けば、冬に灯油が買えないとか、そういった日々の生活すらおぼつかなくなる危険性もあると思いますし、暖房が使えないということであれば、冬に学校を開けないということも当然ありますので、何事もなければ、それでいいと思うのです。

ただ、やはり最悪の事態になったときに即応できるという準備は今のうちから、今仮に喫緊の問題がないとしても、最悪の事態になったときに即

応できる準備をしておくべきだと思います。

次に、学校教育について質問させていただきま  
すけれども、やはり中東情勢の長期化が学校教育  
についての影響も当然あるかと思ひまして、最も  
懸念されるのは、行事とかよりも、日々の授業す  
らまともにできなくなるのではないかというところ  
を不安視しています。

日々の教育活動をこれまでどおり維持していく  
上で、特に懸念される事項というのは何だとお考  
えになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

中東情勢の影響によりまして、学校運営や教育  
活動において特に懸念されるというところになり  
ますと、例えば燃料の供給が滞った場合に冷暖房  
が使用できなくなる可能性ですとか、物価高騰に  
より給食の安定した提供ができなくなる可能性、  
物資の不足により学校施設の修繕や工事が遅れる  
などが考えられます。

現時点においては、大きな影響は確認されてお  
りませんが、教育委員会といたしましても、まず  
情報収集に努め、こどもたちの教育活動を最優先  
に考えて対応してまいります。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 冷暖房が使えないとか、ある  
いは給食が出ないというのは、もしそうなってし  
まえば、すごく大変なことになると思いますので、  
そうならないように、ぜひ準備していただければ  
と思います。

もう一つ、学校の配当予算について質問させて  
いただきますけれども、今それぞれの学校にそれ  
ぞれ予算を充てていると思いますけれども、物価  
が上がることで、それぞれの学校の予算も厳しく  
なるのではないかなというふうに思います。もと  
もと流用で対応できるほど予算が余裕を持って配  
当されているわけではないので、物価が上がれば

必然的に枯渇すると私は思ひまして、予算不  
足となれば、その配当予算がなくなれば、もちろ  
ん教育活動にも支障が出ますし、予算をやりくり  
するという上では、学校の先生方にも負担が増え  
ることになると思います。

学校配当予算が今後不足した場合の対応という  
のをどのように考えていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

物価高騰による学校配当予算の影響ということ  
ですが、令和 8 年度予算におきましては、物価高  
騰を見込んで配当額を増額して対応してございま  
す。

また、いずれかの学校において、配当予算が不  
足した場合は、各学校の配当予算の残額を集めて  
流用や再配当を現状でしておりますほか、それで  
も不足というのが考えられますので、その場合は  
市財政課の確認を得て、教育委員会総務課の予算  
から支出しているという状況です。

今後さらなる物価高騰も懸念されますが、各学  
校においては計画的な予算管理にご協力いただ  
くとともに、教育委員会といたしましても適切な  
予算措置を講じて、学校運営の安定に努めてま  
います。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 先ほど答弁の中で、どうし  
ても足りなくなったときは、財政課の確認を取  
って教育委員会総務課の予算をという話でした  
けれども、なので、1 点確認ですけれども、自  
分としてはほぼ間違いなく配当予算がこれから  
なくなると思ひているのです。お店とかに行  
っても、物の値段の上がり方というのはすごい  
ので、普通に考えていくと 3 月、去年の 1 月、  
2 月につくった予算では、ほぼ足りなくな  
るだろうと思ひています。

なので、そうなったときは、まずいろいろ集  
めるのでしようけれども、最終的に足りないとな  
っ

た場合は、教育委員会総務課の予算を学校に充ててくれるということで間違いないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） そのとおりでございます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、教育大綱の質問に移りたいと思います。3 月に教育大綱の素案が出されておりますけれども、その中にこどもの権利についての記載が教育大綱にはありませんでした。私最近思うのが、そのこどもの権利が十分に守られていないと感じる事例で、中学校の着替えが男女同室で行われているという問題をすごく疑問に思っていて、たしか市の講演会でも、大人の権利とこどもの権利は一緒だと、大人になっておかしいことは、こどもにあってもおかしいのだよという話がたしかあったと思うのです。なので、いまだに中学校の一部で着替えが男女同室になっているということをすごく疑問に思っていて、大きな理念を語る前に、そういうことが学校の中で自発的に改善されないということが問題なのではないかなと思っています。

着替えということを 1 つ事例に出しましたけれども、あくまで一例であって、もしかしたらまた我々大人が気づかないだけで、表面化していないような問題があるのではないかなと思っています。もしそういうことがあって、学校現場でこどもの権利というものに対する意識がまだ低いのであれば、教育大綱に位置づけることで、教育における重要課題の一つとして学校現場の認識が変わるかもしれない。もし変わるのであれば、大綱に位置づけるべきなのではないかなと思うのですけれども、そこについてのご見解をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 市では、令和 6 年にこども

の笑顔まんなか条例を制定し、こどもを権利の主体として尊重することを明示いたしており、私ども教育委員会といたしましても、こどもの権利の保障は大変重要な事項であると強く認識いたしております。

3 月にお示しした素案は、たたき台であり、現時点で全ての要素を網羅しているものではありません。第 3 期教育大綱は、今後総合教育会議において議論を深め、今年度中に策定することといたしておりますので、こどもの権利の位置づけにつきましても、こどもの笑顔まんなか条例の理念を踏まえ、会議の中でしっかりと議論いたしてまいりますので、ご安心いただきたいと思います。

また、ご指摘をいただきました着替え等に関しましては、私ども承知をしております。学校に確認をしたところ、別室を用意して男女を分けて着替えをすることができる条件を提示したけれども、こどもたちが関連性等を考えて、あえて同じ教室で着替えをしている状況にあると伺っております。

しかしながら、議員ご指摘のように、我々が分からなければ問題を解決することはできませんので、これからもご懸念があれば、議員あるいは市民の皆さん方にも指摘をいただいて、こどもたちの権利が尊重されるように、教育活動の充実が図られるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 着替えの部分については、一部聞いているところと違うところもあるので、そこは今回の議論とは直接関係ないので、省きますけれども、こどもの権利を守るというのは、大綱に位置づける、位置づけないという話ではなくて、そもそも日本国憲法と子どもの権利条約を遵守するという当たり前の話なので、そういったところがいまだに学校現場に残っているというところを



やはり重く受け止めなければいけないなというふうに思っていますので、そういったことがないように、大綱ですから、いろんなことを網羅できるわけではないので、もし仮に位置づけることができなかったとしても、当然のように守るべき権利ですので、改善されるように、着替えのことも含めてですけれども、もしないがしろになっているような権利があるのであれば、早期に改善していくような体制を取っていただきたいと思います。

次なのですけれども、同じく素案に文化財展示施設の記載がありました。文化財の保護、活用として、「文化財展示施設の整備」ということが3月の素案に書かれていました。このことについて、総合教育会議の中で教育委員の方からも、むつ市民がむつ市を誇れるような環境の場をしっかりとつくるということが非常に大事との意見が出されていました。周りの大人が、「ここには何もない」と言うことが、こどもたちにネガティブに作用するおそれがあるのではないかという懸念だと理解しています。時間はかかるかもしれないのですけれども、学校教育だけではなくて、地域全体の意識を変えていかなければいけないと思っていて、その意味では委員の指摘はとても重要だと受け止めました。

「文化財展示施設の整備」という文言は、3月の素案のとおり、ぜひ教育大綱に位置づけていただきたいのですけれども、そのことについて見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のとおり、たたき台となる素案の中でも明示されているものであります。私どもは、ふるさとを愛し、誇りに思う、そうした教育を重点にしてこれまで進めてまいりましたし、その方針はこれからも変わるところはありません。したがって、ご指摘の点につきましては、総合教育会議の中でしっかりと議論をさ

せていただきます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 先ほどもありましたけれども、議論の中で、大綱に全てを積み込めるわけではないということは、可能性としてあるのではないかなというふうに思っていて、仮にそういう大綱なり、今長期計画もつくっていますけれども、そういう計画から外れてしまうと、国の補助とか、交付金を取るときに、やっぱりその事業の重要性というところが国の人とか県の人に伝わりにくくなってしまわないかなというふうに思っています。

むつ市としては、書いていないからやるという気持ちがあったとしても、それが外に出たときに、大きな市の方針の中に位置づけてあるから、では交付金とか補助金の根拠にと思ってもらえるかと思うのですけれども、もし外れてしまうと、やはりその位置づけが軽いというふうにみなされてしまって、その対象外になってしまうおそれもありますので、計画のほうはまた、これからだと思いますけれども、まずは教育大綱のほうにも、長期計画のほうにもぜひ位置づけていただくようお願いしたいと思います。

本質問の中で、教職員の余白というところに質問したのですけれども、教育大綱の中で学力が問題視されている部分もあるかと思います。ただ、決して今のこどもたちに学習意欲がないというわけではないと思うのです。

自分が思っているのは、授業の中で分からないことがあったり、聞きたいことがあったとしても、やはりその場で聞けないということがフラストレーションの原因にもなったり、あるいは分からないことが分からないままになってしまって、結果勉強がつまらない、退屈なものになっている可能性があるのではないかなというふうに思っています。

本来であれば、児童・生徒個々の対応、あるいは習熟度別の対応というところが、できればそういったところが改善できるのかなと思うのですが、やはりその現実、学校現場のマンパワー不足というところで、それがかなわないのではないかなというふうに思っています。

教員不足が叫ばれていて、お金をかけてもなかなか集まらないという時代ですけれども、だからこそ今いる先生方にしっかり予算をかけるといいますか、働きやすい環境をつくるというのが大事ではないかなと思っています。デジタル化というところは、DXというところはさることながら、これまで現場で担ってきた作業の見直しとか、アウトソーシングみたいなのところも検討できるのかなと。

例えば校内のワックスがけみたいなのところに関しては、先生がやらなくても、その分の業務委託の予算をかければ、そこで解決するわけなので、その分先生、自分たちで掃除していたものを、その時間を違うことに使えるということになりますので、やっぱり教育というのはまちの礎だと思えますので、リソースの重点投下というのは必要になると思っていますので、ぜひご検討のほど、学校の余白づくり、教育大綱という理念の実現に向けて、そういったところもぜひよろしくお願いします。

風力発電の質問に移りますけれども、先ほど2つお話ししましたけれども、そのうちの下北西部風力発電事業は、今アセスメントの準備書の手続きまで進んでいますけれども、その準備書に対しての市の対応の方針についてお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

環境アセスメント制度は、事業の実施に伴う環境への影響について、調査、予測、評価を行い、その結果を公表しながら、環境保全上の配慮を図

ることを目的とした制度であります。

環境アセスメント制度における市の役割につきましては、事業の是非を独自に判断するものではなく、環境や市民生活への影響を適切に把握、配慮されるよう、関係する分野の所管課の意見を取りまとめ、県へ提出することにあると認識しております。

したがって、アセスメント自体に対する市としての特定の方向性を示す方針というものがあるというものではありませんが、環境影響評価準備書の手続きにおきましても、事業者による調査結果や環境保全措置の内容を確認した上で、自然環境、生活環境、その他必要な観点から、関係課の意見を適切に集約し、県に提出してまいります。

地域の自然環境や産業は、将来世代へ引き継ぐべき重要な地域資源であると認識しておりますので、環境保全に必要な事業については、引き続き適切に対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） ヒアリングは5月の下旬にありましたけれども、その後6月上旬に、下北西部風力発電事業の準備書の事業者説明会がありました。前段の方法書について、県知事意見が出ていますけれども、保安林の機能低下を招くおそれがあるから、事業実施区域から保安林を除外することという意見が、県知事からアセスメントの続きをして、方法書に対して意見が出ています。

これについて、事業者の見解を聞いたのですが、事業を進める上で、事業区域から保安林は除外できないので、保安林解除をお願いする予定だという回答があったのです。環境保護の規定の範囲内で事業を行うというわけではなくて、自分たちの事業に合わせて規制を変えるというような趣旨の発言があったので、すごくそのときから風力発電について疑問を持っているのですけれど

も、保安林を除外してくれという県知事の意見に対して、保安林解除をするという事業者の見解が示されましたけれども、県知事の意見と反するその事業者の保安林解除という考えについて、市として正しいと思いますか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

県は保安林を除外すること、そして事業者は保安林を解除していくという考えだということですけれども、最終的に環境に影響があると配慮されれば、しかるべき機関がそれなりの対応をするものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 水源を守る、涵養保安林というもともとの目的があって規制をかけているのだけれども、風力発電をするので、その規制を解除してほしいという話は、きちんと考えを整理できているわけではないですけれども、矛盾があるのではないかなというふうにそれを聞いて感じました。

令和 7 年12月に改定したむつ市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画なのですけれども、発電事業後の発電設備の撤去と土地の原状回復を計画の中でうたっています。一方で、同じ説明会の中で、原状回復について事業者からの説明が、原則は原状回復とした上で、地元の理解が得られれば、地下に埋設したコンクリートは、そのままにする可能性があるというような趣旨の言及があったのです。この点については、市の改定した計画と反すると思うのですけれども、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 仮定の話ですので、お答えできかねますけれども、地元の理解があれば、双方合意されれば、そういったこともあろうかと思います。

○議長（富岡幸夫） 3 番。

○3 番（高橋征志） 計画の中で発電設備の撤去と土地の原状回復をうたっているけれども、その後実際に事業が走って終わった後にどうするかというところで、地元の合意が得られれば地下にコンクリートを残すというのは、一般的な工事でもおかしいのではないかと普通は思うのではないかなと思います。

これから準備書について県知事からの意見照会があって、市としての意見を出すことになると思いますので、先ほどご答弁いただきましたけれども、事業性だけではなくて、環境保全についてもしっかり考えて意見を出してほしいと思います。

一度手をつけてしまえば、森なので、いずれは戻るとしても、今と同じようには戻らないので、後世に禍根を残すというか、取り返しのつかないことになりかねないので、しっかりと検討して、まずはアセスメントの段階で準備書に対して、県知事に対して意見を出していただきたいと思います。

最後に、もう一度中間貯蔵の話をさせていただきますけれども、先ほど債務不履行の部分をご答弁いただきましたけれども、そうすると前回の議会で協定変更と民事的解決の2パターンあるというふうな話がありましたけれども、債務不履行となるという見解に変わりがないのであれば、先ほど令和 3 年当時の市長の発言を読み上げましたけれども、協定変更というものが当時想定されていないと私は思っていますので、やはり協定変更と債務不履行という2つの選択肢があるのであれば、まずは債務不履行のほうが優先的に検討されると、これまでの議論の積み重ねの中ではそういうふうに感じますけれども、その優先順位について、債務不履行のほうが優先される、当然ながら優先されるという理解でよろしいか、見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

繰り返しの答弁となりますけれども、協定変更を前提とした議論や民主的手段の行使を想定した対応を市として検討する状況にはございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 再処理工場のほうが最終局面というか、一方で今知事の、県の対応で使用済燃料の搬入が止まっているという状況で、こちらについても先が見通せない状態になっていまして、また次の状況が変わったら再処理がどうなるのか、あるいは燃料が入ってくる、入ってこないという話が見えた段階で、また次の話に、債務不履行だとか、協定変更だとか、つまり共用化の話がどうなるかという話もまたスタートするのだと思いますけれども、前回もお話ししましたけれども、共用化をせずとも市の財政安定化が図られるのであれば、当然まずはそちらを検討するべきだと思います。

立地協定というそもそもの事業の土台を変更してしまうということは、事業そのものがおかしくなるといいますか、成り立たなくなるといいますし、やっぱり協定を変えるということは、安全協定とか、そういった話にもなりますので、もし財政を安定させる必要があるのであれば、立地協定を変えずに、そのほかの方法を模索するというのがまずは優先だと思っていますので、次は再処理だとか、今止まっている使用済燃料の搬入だとか、そういったところが、また話が動いたときに議論をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで休憩いた

します。

午前11時59分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 今回のむつ市議会において、子育て無償化の拡大について一般質問を行います。

今年4月から、国の制度として公立小学校の学校給食費無償化制度が始まりました。この実施の大きな力となったのが、これまでの自治体独自の無償化や軽減制度の全国的広がりです。そして、その広がりを推し進めてきた住民の要求、運動があったからと思います。

歴史的に見ると、戦後の長い間、無償化実施自治体は2つだけでした。変化が起きたのは、2000年代です。2017年に小中学校で無償化した自治体は全国で76に、そして一気に加速して2023年には722自治体へと広がりました。

学校給食法の第1条では、この法律の目的として、「学校給食が児童及び生徒の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ」、「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と書いてあります。そして、第11条では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置

者の負担とする」、また11条の2として「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする」とあります。この部分に対しては、経費の負担区分を明らかにしたもの、地方公共団体等が給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないと国会答弁の中で文部科学大臣は発言しています。

無償化の広がりの中、2023年6月にこども未来戦略方針で調査を行い、翌年に公表、発表しましたが、全国で722もの自治体が小中学校学校給食費無償化を実施していることが明らかになりました。

青森県は、2024年10月から県内全ての小中学校の学校給食費無償化を開始しました。2023年に当選した宮下知事は、こども出生率2以上を目指す少子化対策を立ち上げ、積極支援策として小中学校の給食費無償化のための市町村交付金制度を創設し、2024年度予算に盛り込みました。正式な名前は青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金という長い名前ですが、この中に学校給食費無償化「等」と書いた1つの文字が様々な子育て支援の幅を広げました。そして、この制度は、2024年予算にも盛り込まれましたけれども、都道府県単位での小中学校給食費無償化は全国初めてです。その取組が2024年10月からスタートしました。

小中学校給食費の無償を最優先として子育て費用を無償化するための市町村交付金制度です。この制度は、複雑であり、既に無償化済みの自治体と、これから実施する自治体との間での不公平さが指摘されるという面もありましたが、県内の小中学校の給食費無償化実施へと進みました。大きく広がりをつくりました。

この交付金制度を利用して、県立特別支援学校等の無償化も進み、都道府県単位での全小中学校

の給食費無償化は全国初めてで、全国のこの制度の先導的役割を青森県が果たしました。県内各市町村の状況を調べてみて、改めて驚いているというのが私の感想です。

修学旅行の支援は、県内1つの市、10の町、4の村、新入学学用品は4つの町、保育料、ゼロ歳から2歳、2市14町6村、そしてランドセル購入助成、トレーニングウェア等の費用、入学祝い金等の様々な施策が広がりました。

文部科学省も、学校における補助教材及び学用品等に関わる保護者の負担軽減についてという通知を出しています。むつ市は、その支援が少ないのではないかと感じているのですが、現状と今後の取組についてお知らせください。

また次は、学校給食における地元産品の利用についてです。学校給食実費基準の一部改正が令和3年に出されていますが、その内容等をお聞きます。

また、細かいことについても質問いたします。どうかよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 工藤議員の子育て無償化の拡大についてのご質問の1点目、小中学校の給食費無償化についてお答えいたします。

当市では、令和6年10月から小中学校の給食費無償化事業を開始し、現在もこれを継続いたしております。無償化は、全児童・生徒が対象となりますことから、食物アレルギー等の理由で給食を喫食することができない児童・生徒や就学援助を

受けている児童・生徒につきましても、同様に無償化の対象となっております。

ご質問の2点目、地元の食材の利用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目、教材費、修学旅行費、制服代等にも支援すべきについてお答えいたします。現在経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費支給事業として学用品費、通学用品費、新入学学用品費などを支給いたしております。また、修学旅行費につきましても全額支給いたしており、参加の機会を確保するよう努めております。

制度の拡充につきましては、他の支援制度の状況などを踏まえ研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） 子育て無償化の拡大についてのご質問の2点目、地元の食材の利用についてお答えいたします。

青森県が実施いたしました令和7年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、本市の給食食材の使用割合は、地元産品が9%で約46.9トン、県産品が37.4%で約195.4トンとなっており、地元産品と県産品の合計が46.4%で約242.3トンとなっております。

昨今の地元及び県産品の割合が低迷している原因といたしましては、昨年度からの米の不足や鳥インフルエンザによる影響、農作物生産者の減少などが考えられます。

青森県が策定しております第5次青森県食育推進計画において、令和12年度の学校給食における県産食材の使用割合の目標値が68.6%となっておりますので、地元及び県産品の購入が可能な食品に関しましては、積極的な地産地消に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） むつ市も令和6年10月から給食費無償化ということで進んでいるのですが、その無償化の中で一番問題、課題として考えていることは何でしょうか。

それから、もっとその数値を上げていく上での努力というものはどのようなことを考えているのでしょうか。課題としてどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

課題に関しましては、まず何よりも安全で、そして児童・生徒の健康を育む給食の配食、これに尽きるかと考えております。幸いにして、昨年度防災食育センターが正式に稼働いたしましたけれども、欠食することなく、この目的が達せられておりますので、ご安心いただきたいと思います。

そして、数字に関してのお尋ねですが、今申し上げておりますように、保護者負担はなく、数字に関しては十二分な成果を上げていると思います。欠食のゼロを含めまして、そして参考までに申し上げますと、国は小学校の給食費無償化、今支援をしていただいておりますが、本市が行っております給食費無償化に関しても、保護者からは一切負担は頂戴しておりません。しかし、これは県、国からいただいている分だけではなくて、概算で申し上げますと2億5,000万円のうち、5,000万円を市単費で支給しております。したがって、こどもの成長のために、保護者の負担軽減のために5,000万円の予算を計上しておりますので、そうしたことも含めて、我々これから状況の変化含めてしっかり対応してまいりたいと思いますし、またそうした際にはご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 次に、地元産品の利用につい

てですけれども、地元産品の利用も徐々に上がってきているということは認めます。その地元の食材を使って、こどもたちに地元のものを提供している。本当に、これはうれしいことだと思っています。

それでも、まだまだ目標値よりは足りない。でも、全国的に見ると、県のレベルでは、令和6年では70.4%地元産を使っている。これは、県ですけれども、全国9位ということで、青森県は、全国的には頑張っています。

令和2年のときに66.5%、そして令和6年には70.4%、こういう大きな数字でないかもしれませんが、地元の食材を使って、そして学校給食を提供しているということは、本当に貴重なことだと思っています。

県産品は多いのですけれども、地元のものという、数字がぐっと下がるのですけれども、これはまだむつ市の農業が、経営体というのですか、弱いのかなというふうなことを感じていますけれども、地元で作った食材を食べているのだという、その生徒への声かけで、私は生徒の農業に対する、地元に対する愛情というものが湧いてきていると思うのです。

地元をアピールするような特別な献立とか、そういう行事とかありましたら教えてください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

市内全域に配食をしている関係もありますので、特段ある地域に限定をした特色ある給食をとることについては、なかなか難しいかとは考えております。しかしながら、食育活動を通じまして、所管の栄養士が学校を訪問してこどもたちに、今議員がご指摘いただいた地元の食材を使っていること、地元の農業に対する理解であるとか、そうしたこと等を含めて、健康安全教育の一環として食育指導を充実させておりますので、何とぞご

理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） むつ市には、農家の経営体が132ある、総農家数は492という数字、私調べたのですけれども、どのような形で給食センターのほうに届いているのでしょうか。それもお知らせください。

給食に地元の農産物を提供するということは、地域の農業発展、成長のためには大きい役割を果たしているのですけれども、その形態がなかなか見えないのですけれども、どういうルートでこのような仕組みをつくっているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のように、生産者の方々がたくさんいらっしゃって、日々営まれていることに関しては、深く敬意の念を持って受け止めているところです。

そして、納入の形態ですけれども、私どもいたしまして、生産者の方々と1対1の対応ではなく、小売あるいは組合等に集約された後、私どもが契約でもって納入していただく、そのような制度になっております。これは、全国どこでも同様かと考えておりますし、また一方、こうした仕組みがどうしても防災食育センターという大きな配食数を賄う機関におきましては、一定の食材の量も必要とされますので、全ての小売業の方々であるとか、あるいは納品されたい方の要望に添いかねることも、残念ながらあることも事実であると認識をしております。

しかしながら、そういうことも検討しながら、地域のいいものを安定してこどもたちに喫食してもらえるように、そうした研究に関しては、これからも続けてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 今のこどもたちは、田んぼの稲刈りだとか、田んぼの仕事等をなかなか理解で

きないと思うのですけれども、地域の米作り等を本当に肌で知っていただくというふうなことで、何か見学とか体験だとか、そういうこと等を考えたことはないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 既に各校において独自の取組が、例えば学校田であるとか、そうしたことで子どもたちに稲作その他の活動を経験させているところもあります。

また、地域のいろいろな方に来ていただいて、地域の一次産業はこのような形で営まれている、地域に貢献をしている、そのような学習活動も行われておりますので、そのことはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2 番。

○2 番（工藤祥子） そして、郷土の食材を知る日ということで、むつ市の特別な献立というものはないのでしょ

うか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 現段階でお示しできる計画は、具体的にはありませんが、ご指摘に関して私も必要性は感じておりますので、研究してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2 番。

○2 番（工藤祥子） 私もあまり詳しくないのですが、確かに令和2年6月定例会では、地元のお米を使っているのが10.7%、県内産が50.3%、国内産が21.4%という数字でした。今考えると、本当に驚くべき数字でしたけれども、それが徐々に上がってきて、令和4年には地元と県産が50%、国内産が21%というふうな形でパーセントが上がってきています。令和6年、2024年の数字では、地元の米は100%です。そして、地元の産品が65%、県内産が70.49%、これが先ほど言いました全国9位、こういう数字が、私ちょっと遡って調べましたら、こういうふうな形で徐々に上がっ

ているということで、本当に学校給食の果たす役割というものも改めて感じながら、もっともっと子どもたちに地域の農業を知っていただきたいということを感じております。

お米と牛乳はほぼ90%ですけれども、なかなかほかの食材が上がらないというのは、やはり地元の土台というか、農業の基礎が弱いということもあるのかなというふうなことを思っていますけれども、これはまた教育委員会と関係がない話なので、伺いません。本当に学校給食が地域に果たしている役割というものを改めて私は調べながら感じました。

そして、父母の負担が全くなかったわけですが、アレルギーを持った子どもへの対処、その費用等はどうしているのでしょうか。普通の給食を食べられない子どもに対する対応ですか、そのことも教えてください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

現在防災食育センターにおきましては、アレルギー対応食を1種類作っております。それに関しましては、事前にアンケートを子どもたち、そして保護者からそして、そしてくれぐれも事故がないように、しっかり安全な食材を選んで適切な処理方法により提供させていただいております。

そして、そのアレルギー食も喫食することが困難な児童・生徒もいらっしゃいます。そうした方に関しては、ご自宅からおかずを持ってくる、弁当を持ってくる、そういうようなことも行われていることは事実であり、そうした場合には、実費の補助として他の児童・生徒と同様に給食費無償化事業の恩恵に浴することができるよう、適切に実施なされております。

○議長（富岡幸夫） 2 番。

○2 番（工藤祥子） 様々な努力をなさっているということは分かりました。



そして、もう一つお聞きしたいのは、地産地消等の状況は分かりましたけれども、もう少し知りたいことがあるのですが、私は学校給食ばかりではなくて、こどもたちへの支援という形でちょっと広げて質問させていただきたいのですが。

学校給食だけではなく、様々な支援ということで、全国的に広がっているのです。学校給食プラスほかの支援ということなのですけれども、ちょっと出てこないのですけれども、ほかのほうではもう進んでいるところでは、修学旅行への支援、そして新しく入学するこどもへのお祝い、そういうふうなところまで子育て無償化の拡大ということでサービスを向上させているのですけれども、そのような支援策はないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お尋ねをいただきました修学旅行に関しましては、全員ではありませんが、壇上でお答え申し上げましたように、修学旅行費は全額支援をさせていただいております。

そして、新入学費に関しましても、修学旅行費と同様に、補助対象の家庭にはしかるべき金額をお渡しして、新入学時にいろいろな用品を買いそろえることができるように適切に対応されておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） それこそむつ市も、全国レベルで本当に頑張っているということは今日分かりました。そして、分かりましたけれども、もっともっとほかのほうでは、それこそスポーツウエアだとか、教材費だとか、そのようなところまで拡大しています。そして、それを文部科学省のほうに請求する中で拡大されてきたという、そういうふうな経験も聞いていますけれども、教材費等はどうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 先ほどもお答えいたしまし

たけれども、就学支援が必要なご家庭に関しましては、学用品費等に関しては支給されておりますので、ご安心を賜りたいと存じます。

また、ご指摘のように他自治体が実施をされていて、本自治体で実施をしていないものもあろうかと思えます。しかしながら、先ほどお話をしましたように、給食費無償化に当たりましては、20%、少なからぬ金額を市単費で賄っております。

また、こども夢育成基金という制度もありまして、これは大会参加費等に関して遠征の2分の1を補助するという制度となっております。他自治体が3分の1程度であることが多いところから、非常に羨ましいという声も聞いております。

今申し上げましたように、100%ではありませんが、しっかり必要なところにはケアもされておりますし、またご指摘の他自治体が行って本自治体で行っていないものに関しては、しっかり全体を確認した上で、導入等に関して研究させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 今子育て無償化ということでは、本当に給食のみならず、様々な対象が広がっている。国のほうでつくった交付金がありますけれども、これは学校給食だけではなく、大きな広がりを持って、それこそ制服を無償にするとか、給食ばかりではなく、義務教育は国の責任だという、そういう法律の下、様々な広がってきていますけれども、それをもっともっと広げるという、そういうふうな方針、考え方はあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） まず、確認をさせていただきたいことがありまして、おっしゃる理念に関しては、私どもも全く異論なく、同様に考えております。しかしながら、義務教育が無償ということに関しましては、授業料を徴収しないという1点

のみが担保されているにすぎません。それ以外に関しては、有償であるというところからスタートして、その上で子どもたちが一切の環境の弊害を受けることなく、学校で平等に頑張ることができるように様々な支援を行っております。そうした支援に関しましては、議員のご意見同様、これからも拡充に努め、子どもたちがより可能性を発揮しやすい、そういう学校環境をつくりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） この制度の正式な名前は、小中学校の給食費無償化のための市町村交付金制度、これがスタートした中で、ただ給食だけではなく「等」という、県学校給食費無償化等、この「等」という1文字入っただけで、全国的に大きな広がりを持って今実施されているわけなのです。その広がりをもっともっとむつ市でもつけていただきたい。それこそ学校の給食費ばかりではなく、様々な広がりを持って、ほかの地域と同じようにランドセル、トレーニングウェア、入学祝い金等の拡充拡大へ、そして修学旅行の支援、これは全員だそうです。問題の所得にかかわらず、全てのこどもを対象にしているという、そういう地域が多数あります。

私も自分の経験を鑑みると、今の無償化というのが本当に広がりを持ってきているということを改めて感じています。こういうふうな広がりをもっともっと全国的に広げていきたい、このことを、それこそこれから教材費、制服費、体育服、このようなところまで広げて、そして子どもたちが自由に、そして父母の負担を重くすることなく学校生活を送ってほしい、子どもたちに生活してほしい、そのような思いで、本当にこどもとの触れ合いがなかなかない中で、それこそ活字を追っての私の質問で、拙い質問でしたけれども、これで終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎野中貴健議員

○議長（富岡幸夫） 次は、野中貴健議員の登壇を求めます。11番野中貴健議員。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） こんにちは。11番、市誠クラブの野中貴健でございます。むつ市議会第268回定例会において一般質問を務めさせていただきます。通告に従いまして、1項目5点の質問をさせていただきますので、市長並びに理事者各位におかれましては、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目め、児童生徒のクラブ活動の現状について。小学校の部活動が廃止され、地域や保護者の方々が中心となり、スポーツ少年団などのクラブに移行してから数年がたちますが、少子化等で児童数が減少する状況の中、現在の団員登録数やチーム登録数などを含めて、1点目の質問として、小学生のスポーツ少年団等への加入状況について伺いいたします。

次に、中学校部活動が令和5年度から地域移行が始まり、令和7年度には完全移行したことから、2点目の質問として、中学生の地域クラブへの加入状況について伺いいたします。

次に、クラブ活動をするためには、活動場所の確保が大前提となります。学校のグラウンドあるいは体育館、公共施設などが主になると思います

ので、3点目の質問として、公共施設を利用する際の申請方法についてお伺いいたします。

次に、今年5月6日、福島県の磐越道で21人が死傷した新潟県の高校の部活動遠征中でのバス事故から、早いもので1か月がたちました。この事故で、1人の若い命が犠牲になりましたことに対して、まずはお悔やみを申し上げます。

この事故は、人ごとではなく、主要な大会や練習試合など、遠征機会が各クラブでもあろうかと思いますので、4点目の質問として、遠征時の移動手段についてお伺いいたします。

次に、今回の質問は内容が同じようであり、一方は市民生活部市民スポーツ課、一方は教育委員会地域クラブ企画推進課など、所管が分かれております。業務の性質上、所管が異なることは理解しておりますが、市民から見ても困惑している方もいて、私にたまに聞きに来ることもありますし、連携や情報共有が円滑に行われているのかの確認の意味も含めまして、5点目の質問として、スポーツ少年団と地域クラブの所管についてお伺いいたします。

以上、1項目5点をお伺いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、児童生徒のクラブ活動の現状についてのご質問の1点目から4点目までにつきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の5点目、スポーツ少年団と地域クラブの所管の統一についてお答えいたします。現在スポーツ少年団は市民スポーツ課、「むつ☆かつ」は地域クラブ企画推進課と所管課が分かれておりますが、必要な部分は連携、情報共有をし

ながら、それぞれ運用をしているところでございます。

統合や一元管理の可能性につきましては、今後の両者の在り方や運営方針等を検討し、市民の皆様にとって分かりやすい体制構築を目指し、協議を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 野中議員の児童生徒のクラブ活動の現状についてのご質問の2点目、中学生の地域クラブへの加入状況につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の4点目、遠征時の移動手段についてのうち、地域クラブ等の遠征移動手段についてお答えいたします。各クラブにおける遠征時の移動手段につきましては、原則として現地集合、現地解散といたしております。しかし、県中体連など多くの参加者が見込まれる場合や遠方からの移動等、保護者の現地集合、現地解散が難しい世帯が多い場合は、マイクロバス等を運用することがあります。生徒の安全確保と保護者負担の軽減を図りながら、今後も適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 児童生徒のクラブ活動の現況についてのご質問の1点目、小学生のスポーツ少年団等への加入状況についてお答えいたします。

令和7年度にスポーツ少年団へ登録されている団員数は209人、団体数は12団体となっており、登録団体の競技ごとの内訳といたしましては、軟式野球が6団体、剣道、ソフトテニス、乗馬、バレーボール、卓球、陸上競技が各1団体となっております。

次に、ご質問の3点目、公共施設を利用する際の申請方法についてお答えいたします。まず、学校施設の利用申請につきましては、各学校へ直接申請をしていただき、学校側の判断により利用が可能となります。

次に、スポーツ施設の利用申請につきましては、原則として各施設へ直接申請をしていただくこととなりますが、眞心堂ウェルネスパーク及びむつマエダアリーナにつきましては、施設公式LINEによる予約が可能となっております。また、市では6月1日より、直営施設の川内体育館、大畑体育館、ふれあいスポーツパークを対象にむつ市公式LINEを利用することで、24時間いつでも予約及び決済ができる運用を開始しております。今後におきましても、オンライン申請が可能なスポーツ施設を増やしていきたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、遠征時等の移動手段についてのうち、スポーツ少年団の移動についてお答えいたします。移動手段は、原則として保護者の送迎による現地集合、現地解散となっております。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） ご質問の2点目、中学生の地域クラブへの加入状況についてお答えいたします。

中学生の地域クラブへの加入状況につきましては、全生徒数1,171名に対し、「むつ☆かつ」への加入者数は583名で49.8%、「むつ☆かつ」以外のクラブへの加入者数は166名で14.2%となっており、合計すると749名、64%の生徒が何らかのクラブに所属しております。

現状の課題といたしましては、平日の活動時間の短さや指導者の資質向上へ向けた取組といったところが挙げられております。

今後の見通しにつきましては、「むつ☆かつ」

の持続的な運営と中学生に充実した放課後活動を提供できるような体制構築が重要であると考えており、運営方針等の検討も進めているところでございます。

具体的には、指導者確保、育成の仕組み、送迎体制の充実、財政的な持続性など、多角的な観点から検討を進め、地域全体で中学生の成長を支援できるような体制の構築を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） まずは、市長はちょっと喉の調子が悪い中ですが、ご答弁いただきありがとうございます。ご自愛していただきたいと思います。

また、ちょっと話変わりますが、昨年も工藤議員の後、すごく緊張感がありますので、元気にはっきりと、ばっちりと一般質問していきますので、よろしくお願いします。加えて、最近私は質問が長いので、なるべく50分以内に終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目から順番に再質問させていただきますけれども、まずは小学生のスポーツ少年団等への加入状況についてお伺いいたします。団員数209人で、登録団体数が12団体とのことですが、私は野球しかちょっと分かりませんが、私の長男が小学校のときは、今から17年前ですが、当時各小学校にたしか野球チームはあったと思っております。たしか12チームかな。大きい学校等は2チーム、3チーム出すところがあったので、すけれども、小笠原部長はよく知っていると思いますけれども、下北全体でも、たしか約20チームがあったと記憶しております。

先ほどの答弁ですと、野球に限っては、市内6チームしか今はないということで、半減していることが確認できたのですけれども、それでは5年前と10年前の数字が分かりましたらお伺いいたし

ます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

5年前の令和3年度にスポーツ少年団へ登録のありました団員数は393人です。団体数は16団体となっておりまして、10年前の平成28年度における団員数は626人、団体数は38団体となっていました。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 今の数字を聞いて、すごく減少しているのが分かると思うのですが、団員数、登録団体数ともに、10年前と比べて約3分の1ぐらいに減少したのかなと。たった10年ですけども、それだけ激減しているわけですけども。

それではですけども、これスポーツ少年団に加入している登録数ですけども、先ほどの数字は登録、申請している数字でしたけれども、登録を必要としない競技もあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、登録を必要としない競技もございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ありがとうございます。少子化に伴う児童数の減少が団員減少の大きな理由だと思いますけれども、先ほど午前中ですけども、富岡直哉議員からも下北の来年度の中学校卒業予定者の人数をお伺いしました。令和9年、来年ですけども、479人で、10年後には194人減で285人となるという、すごいスピードで減っているというのが数字として出てきたのですけれども、その少子化に伴う児童数の減少が団員数減少の大きな理由の一つかなと思いますけれども、これらの団体や、その活動維持にどのような影響を及ぼし

ていると考えているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

児童数の減少に伴い、チーム編成の困難化や指導者確保の課題が生じますとともに、児童が希望します種目が限定されるなど、活動維持への影響があるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 分かりました。

では、次に行きます。中学校の部活動が地域クラブへ移行したときの理由は、同様なのかなと捉えていました。

それでは、その中学校の部活動関連についてお聞きしますけれども、2点目の質問、中学生の地域クラブへの加入状況についてですけども、先ほどの答弁で「むつ☆かつ」で全生徒の約半分、49.8%、認定クラブと合わせると64%との答弁をお伺いいたしました。率直に予想していたより数字が多いなと感じておりました。ちょっと少ないのかなと思ったら、意外とあったというのが私の感想です。

それではですけども、可能であればなのですけども、各中学校の加入率が分かりましたらお示してください。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

まず、田名部中学校が加入者が370名で、率にして62.4%、むつ中学校が加入者が93名で62%、関根中学校は加入者が13名で56.5%、近川中学校は加入者がゼロですので、ゼロ%、大湊中学校は加入者39名で84.8%、大平中学校は加入者が139名で66.8%、川内中学校は加入者が17名で47.2%、大畑中学校は加入者が74名で70.5%、脇野沢中学校は加入者が4名で66.7%となっております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 私大畑中学校が母校なので、

すごく少ないのかなと思ったら、意外と言えば失礼なのですけれども、多かったのも、ちょっとびっくりして、次の質問の前提がちょっと崩れてしまったのですけれども。

旧市内と旧町村の中学校での加入率というのは、多分旧町村が低いのかなと思っていたら、まあまあ大畑はあったので、ちょっと前提が崩れてしまったのですけれども、ばらつきがあるのはあるのですけれども、その辺何か要因があるのか、ありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

市内9校の合計で加入者が64%ということに對しまして、川内中学校の47.2%は若干低い状況ではございますが、大畑中学校、脇野沢中学校とも平均よりも高い加入率になっておりますので、特段地域によって違いはないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ちょっと先ほども申したのですけれども、差がないとはいえ、旧市内と旧町村ですけれども、ないとはいえ、生徒数、分母の違いもあるだろうし、例えば大湊中学校で約85%に對して近川中学校がゼロ%、川内中学校は約47%。ばらついているのも、またしかりですので、今後その辺もしっかりと議論していただきたいと要望しておきます。

そもそもといいますかなのですけれども、教育委員会として、この「むつ☆かつ」といいますか、部活動といいますか、クラブ活動の加入率を上げることというのは望ましいことなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

「むつ☆かつ」につきましては、中学生一人一人が自由意思に基づいて参加するものと認識して

ございます。したがって、加入率そのものの上下に一喜一憂するというのではなく、参加する生徒にとって充実した放課後活動が提供できるかどうかが重要であると考えております。

今後も活動内容の充実と指導体制の強化に注力し、参加生徒の満足度の向上を目指してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 部長の答弁からあったとおり、自由意思は当然尊重されることなのだろうと、私もそうっております。全くそのとおりなのですが、部活動、今はクラブ活動になりますが、中学校を卒業した後、高校、大学あるいは就職と、自立できる環境は、もちろん家庭での教育は当然大事なのですけれども、クラブ活動で分かち合える仲間との絆や先輩への尊敬、後輩への助言など、いろいろ学び多きことがクラブ活動であると思います。学校現場とは違う環境が、そのこどもたちをより大きく、たくましく成長させてくれると、皆さんも昭和生まれだと思いますけれども、昭和生まれの価値観ですけれども、今の時代だからこそとても重要だと思いますので、これからも一人でも多くの生徒がクラブ活動に参加していただけるような環境づくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちなみになのですけれども、ちょっと耳の痛い話になるかもしれませんが、私市内3つの高校からちょっとアンケートを取りまして、数字をお聞きしまして、部活動の加入率ですけれども、ありました。田名部高校の部活動の加入率は、生徒数552人に対して451人が参加、加入率は81.7%。大湊高校は、生徒数286人に対して226人が参加、加入率は79%。むつ工業高等学校、こちらは1年生だけだったのですけれども、101に対して79人参加、78.2%という数字が出ておりました。いずれも「むつ☆かつ」の加入率64%よりはちょっと

高い数字が出ておりました。

最高が、学年でいきますと、大湊高校3年次が32.4%とすごく高い数字が出ていましたので、この数字が「むつ☆かつ」と関係あるかどうかはちょっと分かりませんが、この3年生が多分最後の部活動を経験した学年だと思っておりしたので、そちらの要因があるのかなと感じております。

先ほどの「むつ☆かつ」の加入率64%と比べて、高校に入ってから部活動に積極的に参加している傾向にあるのかなと思っております。もちろんその高校にしかない部活動もあるので、一概に評価はできませんけれども、こどもたちは部活動をやりたいのだということが数字に出ていますので、こちらのことをちょっと申し添えさせていただきました。

次に、ここからは提案になるのですが、スポーツクラブや吹奏楽など、大会があって、発表の場があるのですが、他の文化クラブ、例えば家庭科クラブとか、ゲームするクラブもあったかな、野外活動体験クラブなど、発表の場としてもなかなかないのかなと思っているのですが、例えば「むつ☆かつ」文化祭など、そういうイベントといいますか、催物はできないものかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

文化クラブの発表の場ということでございますが、現在は市民文化祭や桜まつりなど、市内で開催される各種イベントに参加し、発表の機会を得ているところでございます。このような既存のイベントを活用することで、生徒たちが地域の皆様に自分たちの活動の成果を発表し、評価を受ける貴重な機会となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 要は市民の会があって、そちらと一緒に参加するというのがあって、それも当然大事だと思うのですが、中学生同士といえますか、例えばそういう文化祭的ながあれば、スポーツクラブも文化クラブも関係なくして、一堂にその会場に集まってやれる、その趣旨もすごく面白いのかなと思って言ったまでですが、万が一そういう可能性がありましたら、ちょっと検討していただきたいと思っております。

次にですが、3番に入ります。公共施設を利用する際の申請方法についてなのですが、こちらは通告した時点で知らなかったのですが、6月1日だったかな、市長の記者会見でオンラインシステムをやると言った時点で、この質問は、もうなしです。やるということだったので。「オンラインシステムできませんか」、「やる」と言うので、もう言うことはなくなってしまったのであれですが、これはやめておきます。

というのは、クラブ活動に限らないのですが、例えば川内地区に住んでいる方でも、例えば大畑の町民体育館を使いたいという人もいて、ただそれも、大畑の庁舎に行って申請しなければいけないのはちょっと大変なのだけでも、どうにかならないかとあったので、そういう騒動もあった上でちょっと聞きたかったのですが、オンラインでできるということだったので、もうこの質問は終わります。

4点目に入ります。遠征時の移動手段についてですが、実はこれが言いたくて、質問したくて、今回この項目やっているのですが、私自身、小学校のスポーツ少年団や中学校の部活動、そして高校の部活動と、本当に数え切れないほどマイクロバスの運転手をしてきましたので、今回の事故は身近な問題として大変痛感しております。教育長及び部長答弁ともに、原則として今

は保護者による現地集合、現地解散とありましたが、マイクロバス等を運用することもあるとのことでした。

そこで、貸切りバスを利用した場合ですが、その遠征では道路運送法にのっとり、当然のことながら適正に運行しているとは思いますが、マイクロバス等のレンタカーを利用した際の移動手段に対してのガイドラインはあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

マイクロバスの運行に関する具体的なガイドラインというのは、「むつ☆かつ」でも市でも作成していませんが、運転手に対する規定を「むつ☆かつ」では定めておりまして、安全運転の確保に努めているところです。今後運行に係る課題が生じた場合には、より詳細な基準の整備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 「むつ☆かつ」、当然そこらもそのとおりなのでしょうけれども、先ほどもちょっと話あったのですが、地域クラブの場合もそうですけれども、認定クラブもあります。同様に、運転手に対する規定で運用されているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

「むつ☆かつ」以外の認定クラブにつきましても、原則現地集合、現地解散としておりますので、具体的なガイドライン等は作成していないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） ガイドラインがないとはいえ、利用することもあるといえはるわけで、先ほども申し上げましたが、先般の事故を受けて見直す、あるいは検討していることがあるのかお

伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

先般のバス事故は極めて重要な事案でありまして、重く受け止めております。現在運転手の規定及び緊急時対応マニュアル等の再確認をしているところでございます。

いずれにいたしましても、生徒の安全確保を最優先に、より詳細な基準整備について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） おっしゃるとおり、安全と命が最優先でありますので、しっかりとした形の中で基準整備を構築していただきたいと強く要望いたします。

それですけれども、基準整備の中にはアルコールチェックも当然含まれるものだと思います。ちなみに、むつ工業高等学校のバス、あそこは後援会が所有している高校所有のバスで、そのマイクロバスにはアルコールチェッカーが積んでありました。「むつ☆かつ」も所有しているバスはあると思いますが、そちらのバスにはアルコールチェッカー等を積んでいるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

「むつ☆かつ」でもアルコールチェッカーはございまして、車には載せていないのですが、鍵と一緒に担当課に保管してございます。運転する当日、同乗するクラブマネージャーが持って行ってアルコールチェックをするという運用になっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 当然マニュアルがあって、そ



のとおり運用しているということは理解いたしました。

ちょっとずれないようにしますが、例えば「むつ☆かつ」のバス、今話あったのですけれども、今教育委員会というか、「むつ☆かつ」のほうで何台所有していて、そのバスというのは指導者とか保護者も運転可能なのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

「むつ☆かつ」では、今マイクロバス1台、ハイエース1台を所有しておりまして、必要に応じて指導者及び保護者の運転もできるという状況です。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 承知いたしました。

次ですけれども、先ほど来現地集合、現地解散が原則ですとあって、その現地集合、現地解散の場合ですけれども、保護者による自家用車への相乗り移動も当然あるわけで、例えば「私のうちで車が行くから、あなたところのこどももいいよ」というパターン、必ずあると思います。そういうパターンも考慮しなければ私はいけないのかなと感じております。このことについて、市といいますか、教育委員会としてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

保護者の相乗りでの遠征移動ということですが、こちらについては安全性や責任の所在など、検討すべき課題があるものと認識してございます。

保護者同士での了解が必要であることはもとより、事故発生時の対応や保険の取扱いなど、様々な観点から慎重に検討していく必要があると考えてございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 貸切りバスでも、レンタカーでも、親同士の相乗りでも、いずれも同じなのですけれども、重大事故が起きてからは、やっぱり遅いわけなのですけれども、その前にいろいろな角度から見直すことは、アップデートしていくということは当然大事でありますので、関係者や保護者の声をいろいろ聞きながら、慎重にこれからも検討していただきたいと思います。

次にですけれども、レンタカーの運転手について、報道等で2種免許がなければいけないとか、いわゆる白タク行為に当たるとか、そういう議論といたしますか、あるのですけれども、私、その法律とか分からないのですけれども、実際どうなのかなと思って、その見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） お答えいたします。

法令の解釈につきましては、ちょっとお答えすることが難しいところではありますが、現在「むつ☆かつ」でのバスの運用につきましては、東北運輸局青森運輸支局に確認したところ、現在の運用方法に問題ないという回答を得ております。

今後も関係機関と協議を密にしながら、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 当然そちらは、全然抵触するあれもないのは私も知っている。では、何が問題なのかなというのは、お金が発生するかどうかというのちょっとあれなのかなと思います。

免許の種類というか、今クローズアップされた問題が、先ほど申し上げました金銭授受の話でありますけれども、例えば今話があるのが、謝金と報酬、謝金と手当とか、何か言い方が違うだけで、何が違うのだというのがあるのですけれども、その線引きというのはどうなっているのかお伺い

たします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） 答えいたします。

運転手への支給の方法ということで、謝金は事務的な補助や協力に対する謝礼ということで、報酬は継続的な職務に対する対価という性質の違いはあろうかと思います。この線引きにつきましては、法的な解釈に関わる部分もありますので、「むつ☆かつ」のバスの運行に係ることについては、先ほども申し上げましたように、東北運輸局青森運輸支局に確認した上で、現在の運用方法としていう状況です。

今後関係機関と協議を密にしながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 中学校とかは、当然「むつ☆かつ」のほうではそういうのはないというところでしたので、問題はないと思いますけれども、先ほどちょっと私もちらっと言いましたけれども、スポーツ少年団等でも大会があれば、私の場合は結構マイクロバス等々使って行ったので、そちらも、ちゃんとそういう基準はあるとはいえ、しっかりしたフローといいますか、あればもっといいのかなと感じておりました。

その法的解釈によっては、先ほど来申し上げていきますけれども、私はグレーではなく黒になる可能性ももしかするとあるかもしれません。もし謝金の受け取りが道路運送法に抵触する行為だとすれば、そのときは当然私の責任によって議員辞職もやむなしなのですけれども、私と同様に学校側、あるいはその後援会から頼まれて運転をする多くの運転手は、利己的ではなくて、あくまでも利他的行為として運行、運転を承諾しております。

今回の磐越道での事故は、ハインリッヒの法則がそのまま当てはまるものと考えております。ハインリッヒの法則とは、よく建設現場や工場など

の安全教育の場で用いられますが、1件の重大事故に対して29件の軽傷事故が発生していて、さらにそこに至るまでは300件を超えるヒヤリ・ハットが存在するものです。だから今、今回の事故に例えればですけれども、生徒はもちろん、顧問先生も、面識のないコミュニケーションなしの運転手、バスには引率の先生、あるいは関係する大人が同乗していないとか、走行時に生徒が危険を察しても、コミュニケーションを取れない運転手ですから言いづらい環境などなど、こういう事故が複合的に重なった結果、やっぱり重大な事故になったのかなと感じております。

これは、3月に発生しました辺野古沖抗議船の転覆事故というか、事件も同様だと思っていました、その転覆したときの船には、引率で同乗すべき先生が乗船していなかったこととも類似している点だと思っております。平和学習旅行中に訪れていた生徒1名を含む2名の貴い命を失った要因の一つかと思っております。

もし生徒とコミュニケーションが取れた運転手でしたら、もし顧問の先生が助手席に座っていたら、もし高額だとしても貸切りバスで遠征に行っていたらと、遺族にとっては悔やんでも悔やみ切れない思いだったと思いますので、当市のみならず、二度と同様の事故が起きないことを願いながら、次の質問に移ります。

最後の項目ですけれども、スポーツ少年団と地域クラブの所管についてであります。今日の1点目から4点目の質問を通じて言えることは、似ているようで、それぞれ所管が違うということで、最後にこの問題を持ってきたわけですけれども、答弁として統合や一元管理の可能性についても検討していくということがありましたが、現時点として、スポーツ少年団と地域クラブの所管が分かれていることで、指導者への安全管理指導や遠征時のルール共有に弊害が生じていないかお伺い

たします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） 答えいたします。

安全管理指導や遠征時のルールなど、普遍的な部分につきましては、関係課が連携して情報を共有しておりますことから、所管課が分かれていることによる弊害は生じていないものと認識しております。

今後も子どもたちの安全確保を最優先に、関係課が緊密に連携してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） その辺を踏まえて、1つお聞きしたいのですが、将来的に地域クラブ「むつ☆かつ」は、小さな子どもから高齢者まで一緒に活動できる環境を目指していくと私は認識していたのですが、それを目指していく中でも、今後も今のようないくつかの体制でいくのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（杉澤一徳） 答えいたします。

現在の所管課の体制というものを基本としながらも、活動の内容や規模の変化に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

「むつ☆かつ」が目指しております多世代交流というところの実現に向けて、組織体制の在り方について、活動の進捗状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 恐らくその論点といいますか、このゴールは、今お答えいただきました多世代交流の深みのある実現なのかなと思っております。それならば、なおさらスポーツ少年団は市民生活部市民スポーツ課、地域クラブは教育委員会地域クラブ企画推進課と同じように見えるけれども、

その性質が違うので所管が違うことは、当然私は理解しておりますけれども、仮の話で大変申し訳ありませんけれども、将来的に「むつ☆かつ」の運営が民間移行した場合のことを踏まえれば、統一もしくは新たな部署を設ける必要があると思いますが、こちらのことについてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 質問の1点目から5点目まで伺っております、やはり時代に合った制度があるのだろうなというふうに理解をしております、スポーツ少年団、数が減っているということだと思いますけれども、スポーツ少年団自体が今後ずっと続くかどうかということもあろうかと思えます。

先ほど野中議員から加入率のお話がありましたけれども、高校と比較すると、例えば田名部高校で言えば、1学年に200人、学校で言えば600人。600人の学校があれば、多分どんな競技でも、スポーツでも、文化でもできると思いますけれども、市内の小・中学校は地区に学校がありますので、同じように入率を上げるということは難しいと思います。なので、今の時代に合った地域クラブをやって、私も小学校のときに野球しかなくて野球をやりましたけれども、昔はそれでよかったと思いますし、野中議員もそうだと思いますし、息子さんを見ていても、田名部高校に入ってフェンシングで優勝する、そういった子が出てくるのだと思います。

なので、小・中学校の部活動の加入率と高校の加入率を比較するのは、まず議論のフェーズが違いますので、そういうことだと思いますし、野中議員からご指摘がありましたスポーツ少年団、「むつ☆かつ」の運営、または多世代交流という意味も含めて、時代に合ったスポーツとか文化の活動の在り方があるのだと思いますので、そのときに合った組織体制の在り方について今後検討してま

いりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 市長、答弁ありがとうございます。当然フェーズは違うのです。スポーツ少年団と中学校と高校と、当然違います。なぜかという、学校の規模が違うからで、以前の一般質問でも言いましたけれども、でしたら、申し訳ないですけれども、もう小学校も中学も、大規模な合併も考えなければいけないのではないかと、統合も必要なのではないかということで、そこにつながるのかなと私質問していましたけれども、当然これは一朝一夕でできる話ではなくて、5年後、10年後を考えて皆さんが議論していくし、当然その地区、地区の人を巻き込んだ議論になりますので、もう時間が多分そんなにありそうではないと思いますので、しっかりとこれは議論すれば、いずれにしてもこれはこどもたちのためですので、しっかり検討していただきたいなと思っております。

最後になります。今週の月曜日まで、先ほど市長も触れてくれましたけれども、高校総体がありまして、今週の末には中体連が始まると。また、あした、あしたといっても朝4時ぐらいですか、ワールドカップが始まり、寝不足の日々が続くのかと心配している方もいるのかなと思っております。そして、何より今年はいよいよ国スポイヤーです。そんなスポーツや文化活動にこどもの頃から参加する意味は、大人になってから気づくことがあろうかと思えます。私もその一人です。

今部活動やクラブ活動を取り巻く環境は、我々昭和、平成世代と比べて、この令和の時代に大きく変化しておりますけれども、その中心にいるのはやはりこどもたちです。将来にわたり誰もが安心してスポーツや文化活動に、より親しめる環境づくりに引き続き取り組まれることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月12日は櫻田秀夫議員、佐藤武議員、濱田栄子議員、井田茂樹議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時46分 散会